

令和8年度 助成事業の手引き



高知県 林業振興・環境部 木材産業振興課

令和8年度版

目 次

1. 令和8年度における補助金交付要綱の改正内容	P 2
2. 補助金の申込みから支払いまでの流れ及び必要書類	P 3
積上補助タイプ.....	P 4
定額補助タイプ.....	P 7
参考資料_写真の撮り方及び必要写真.....	P 9
3. 補助金申込みから交付申請までにおけるチェックポイント	P11
申込み編	P11
事前審査編	P12
交付申請編	P13
4. 他の助成事業との併用について	P17
5. 担当窓口・書類提出先	P17
こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱	P18
こうちの木の住まいづくり助成事業の運用について	P37
【記載例】 申込書、申請書、委任状	P39
【記載例】 木材使用明細兼合法木材証明書、合法木材供給事業者名簿	P46
【記載例】 補助対象経費が確認可能な内訳書	P52
【算定例】 内装木質化の補助面積算定について	P53
【撮影例】 使用状況、内装木質化、含水率検査	P56

説明会次第

- ① 令和8年度における補助金交付要綱の改正内容
- ② 補助金の申込みから支払いまでの流れ及び必要書類
- ③ 補助金の申込みから申請までにおけるチェックポイント（抜粋）
 - 書類のよくある不備
 - 様式の変更点
- ④ 他の助成事業と併用について
- ⑤ 質疑応答

1. 令和8年度における補助金交付要綱の改正内容

こちらの木の住まいづくり助成事業の概要及び令和8年度改正内容は下記のとおりです。

こちらの木の住まいづくり助成事業費補助金 概要

1. 助成事業の目的	2. 補助対象となる住宅の要件								
<p>木造住宅の建築、 木造住宅のリフォーム、住宅の内装木質化</p> <p>上記のうち、県内産乾燥木材の購入に要する 経費を補助</p> <p>県内産木材の需要拡大、良質な住宅のストックの形成 子育て世帯への木育の推進</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;">【共通】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に建築する住宅又は県内に存在する既存住宅であること ・延べ面積の過半の用途が住宅であること ・住宅の取得前又はリフォームの工事の完了前に申込書受理通知書の交付を受けること </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">(新築又は増築)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る部分に基本部位の材積の80パーセント以上 県内産乾燥木材を使用すること ・瑕疵担保責任保険加入住宅又は申請者が自ら施工する住宅 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;">(リフォーム)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFDAB9;">(内装木質化)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること </td> </tr> </table>	【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に建築する住宅又は県内に存在する既存住宅であること ・延べ面積の過半の用途が住宅であること ・住宅の取得前又はリフォームの工事の完了前に申込書受理通知書の交付を受けること 	(新築又は増築)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る部分に基本部位の材積の80パーセント以上 県内産乾燥木材を使用すること ・瑕疵担保責任保険加入住宅又は申請者が自ら施工する住宅 	(リフォーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること 	(内装木質化)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること
【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に建築する住宅又は県内に存在する既存住宅であること ・延べ面積の過半の用途が住宅であること ・住宅の取得前又はリフォームの工事の完了前に申込書受理通知書の交付を受けること 								
(新築又は増築)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る部分に基本部位の材積の80パーセント以上 県内産乾燥木材を使用すること ・瑕疵担保責任保険加入住宅又は申請者が自ら施工する住宅 								
(リフォーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること 								
(内装木質化)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること 								

3. 令和8年度 主な改正内容

改正① 県内産乾燥木材の定義の見直し					
・県内林業の振興及び地消地産の促進を図るため、現在の県内産乾燥木材の定義に「 基本部位、その他の部位で使用される木材にあっては、高知県内で製材されたものであること。 」を追加する。					
補助対象可否	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">○</td> <td> ・原木（県内）→製材（県内）→アレット（県外）→納材（県内） ・原木（県内）→製材（県内）→防腐処理（県外）→納材（県内） </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">×</td> <td> ・原木（県内）→製材（県外）→アレット（県内）→納材（県内） ・原木（県内）→製材（県外）→防腐処理（県内）→納材（県内） </td> </tr> </table>	○	・原木（県内）→製材（ 県内 ）→アレット（ 県外 ）→納材（ 県内 ） ・原木（ 県内 ）→製材（ 県内 ）→防腐処理（ 県外 ）→納材（ 県内 ）	×	・原木（ 県内 ）→製材（ 県外 ）→アレット（ 県内 ）→納材（ 県内 ） ・原木（ 県内 ）→製材（ 県外 ）→防腐処理（ 県内 ）→納材（ 県内 ）
○	・原木（県内）→製材（ 県内 ）→アレット（ 県外 ）→納材（ 県内 ） ・原木（ 県内 ）→製材（ 県内 ）→防腐処理（ 県外 ）→納材（ 県内 ）				
×	・原木（ 県内 ）→製材（ 県外 ）→アレット（ 県内 ）→納材（ 県内 ） ・原木（ 県内 ）→製材（ 県外 ）→防腐処理（ 県内 ）→納材（ 県内 ）				
改正② 積上補助タイプに加算メニューを追加（横架材加算）					
・輸入材の使用割合が高い横架材（ 梁・桁 ）について、県産製材品への置き換えを図るため、使用量に対し 5,000円/m³ を加算することができるメニューを追加する。					
補助額の算定例					
従来	木材使用量:26m ³ 、うち県産材使用量:22m ³ (JAS:10m ³ 、JAS以外:12m ³) 補助額:10m ³ ×20,000円/m ³ +12m ³ ×11,000円/円 = 332,000円				
R	県産材使用量(22m ³)のうち横架材使用量:7m ³				
8	加算額:7m ³ ×5,000円/m ³ = 35,000円 補助額 367,000円				

分類	区分	内容及び補助金額
積上補助タイプ	(1) 基本部位・その他の部位	県内産 JAS製品 県内産乾燥木材の使用量(m ³ 単位で小数点以下を切り捨て)に20,000円を乗じて得た額
	(2) 基本部位・その他の部位	県内産 JAS製品以外 県内産乾燥木材の使用量(m ³ 単位で小数点以下を切り捨て)に11,000円を乗じて得た額
	(3) 横架材加算(追加)	梁、桁で使用される県内産乾燥木材の使用量(m ³ 単位で小数点以下を切り捨て)に5,000円を乗じて得た額を加算
	(4) 内装木質化	県内産乾燥木材の使用面積(m ² 単位で小数点以下を切り捨て)に2,000円を乗じて得た額
	(5) 長期優良認定木造住宅加算	認定を取得するための設計等に要する経費を対象として、1棟当たり10万円を加算
	(6) 子育て支援加算	補助の対象となる住宅に居住する世帯に児童が2人以上の場合は、区分(4)内装木質化により算出された金額を加算
定額補助タイプ		補助対象経費が重複する国の補助事業を利用して、新築又は増築する場合は、定額10万円とする。

(注) 補助金の算定において、積上補助タイプと定額補助タイプを併用することはできない。

2. 補助金の申込みから支払いまでの流れ及び必要書類

- ・こちらの木の住まいづくり助成事業を利用するためには、まず、**申込み**が必要です。
- ・はじめてご利用になれる方は、**申込みの前に**補助対象になりそうかどうかを下記のチェックリストを用いて確認してください。
- ・申込みは補助金交付を確約するものではありません。申請時の審査で補助要件に合致しない場合は、補助金の交付ができなくなります。

申込み前チェックリスト

チェック項目		はい	いいえ	
申請者	県税の滞納はありませんか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
該当する工事内容の各項目をチェックしてください	<input type="checkbox"/> 新築、増築			
	1	県内に建築する住宅ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	ご自身が居住するための住宅ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	延べ面積の過半の用途が住宅ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	基本部位に県内産乾燥木材を材積の80%以上使用する予定ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	住宅瑕疵担保責任保険に加入する予定ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	建築確認済証の交付は受けていますか (建築確認が不要な場合：工事届証明書の交付は受けていますか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	国の補助事業（みらいエコ住宅2026事業）を利用しますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	No.1～6が「はい」、No.7が「いいえ」の方：P4～6を確認		積上補助タイプ	
	すべて「はい」の方：P7、8を確認		定額補助タイプ	
	<input type="checkbox"/> リフォーム			
	1	県内に既に存在する住宅ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	ご自身が居住するための住宅ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	延べ面積の過半の用途が住宅ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用する予定ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	他の補助金を利用する場合、補助対象経費が重複していませんか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	すべて「はい」の方：P4～6を確認		積上補助タイプ	
	<input type="checkbox"/> 内装木質化			
	1	県内に建築する住宅ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	ご自身が居住するための住宅ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	延べ面積の過半の用途が住宅ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用する予定ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	住宅瑕疵担保責任保険に加入する予定ですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	建築確認済証の交付は受けていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	工事届証明書の交付は受けていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	他の補助金を利用する場合、補助対象経費が重複していませんか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
すべて「はい」の方：P4～6を確認		積上補助タイプ		

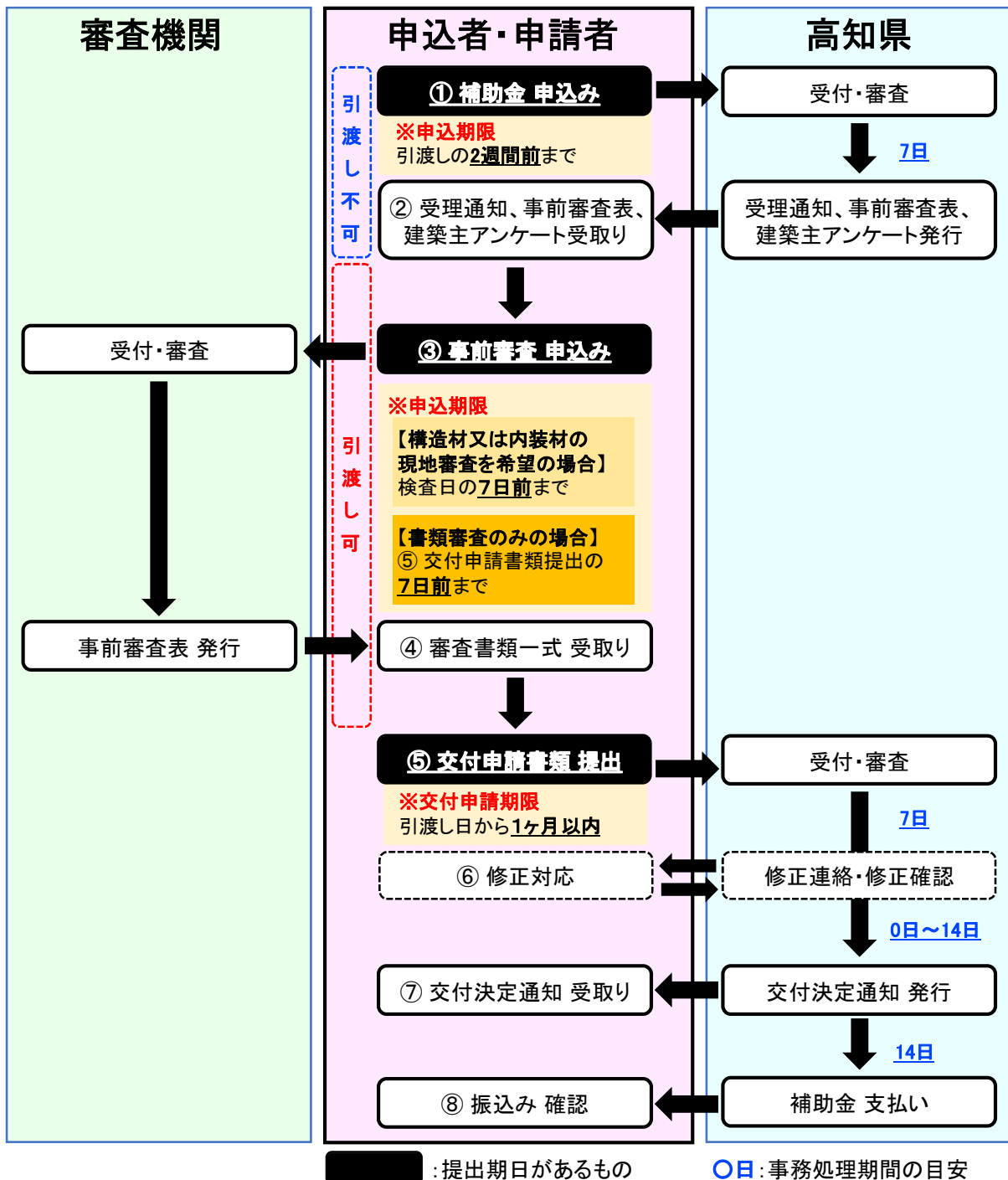
各補助タイプの概要

積上補助タイプ	新築、増築、リフォーム、内装木質化で利用できる 県内産乾燥木材の使用量等に応じて補助金額が上乘せされる（上限100万円）
定額補助タイプ	補助対象経費が重複する国の補助事業を利用し、新築又は増築する場合に限り利用できる

「**県内産乾燥木材**」とは、次に掲げる事項に適合した木材をいう。
 ア 持続可能な森林経営が営まれている高知県内の森林から産出されたものであること。
 イ 伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続が適切になされているものであること。
 ウ ア及びイに掲げる事項が証明されている場合は、これが証明されていないものと混ざらないように管理されたものであること。
 エ 含水率20パーセント以下であること。ただし、梁、桁、母屋及び棟木にあっては、25パーセント以下であること。
 オ 基本部位、その他の部位で使用される木材にあっては、高知県内で製材されたものであること。

「**基本部位**」とは、立方メートルで使用材積を確認することができる部材を使用する土台、大引、梁(はり)、桁、火打、母屋、隅木、谷木、束、小屋束、吊り束、棟木、通し柱、管柱、間柱、まぐさ、窓台及び筋かいをいう。

【積上補助タイプ】 申込みから支払いまでの流れ



手続きに関する注意事項

- ・建築士事務所又は行政書士に申請業務の代理を委任する場合は、「① 補助金申込み」よりも前に委任状を準備してください。
- ・引渡し後の申込みはできませんので、引渡し日より前に、「① 補助金申込み」を行ってください。
- ・交付申請書に記載する新築・増築の引渡し日とは、住宅瑕疵担責任保険等の保険期間の開始日を示します。交付申請期限は引渡し日から原則1ヶ月以内ですが、引渡し日が2/16~2/28の場合3/15が交付申請期限になります。
- ・3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに交付申請書類を提出してください。
- ・「③ 事前審査」は「公益社団法人 高知県建設技術公社」へ申込みをお願いします。(幡多地域を除く) 詳細は公社HP(<https://www.kct.or.jp/pages/page0027.php>)をご確認ください。
- ・幡多地域に建築する住宅及び代理者の所在地が幡多地域のものは、県が直接審査しますので、「② 受理通知等受取り」後、「⑤ 交付申請書類提出」へお進みください。(幡多地域: 四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村)

必要書類一覧兼チェックリスト（積上補助タイプ_事前審査あり〔幡多地域以外〕）

補助金申込み（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（第1号様式）注）電子申請による提出も可	<input type="checkbox"/>
事前審査（提出先：公益財団法人 高知県建設技術公社）		チェック
1	事前審査申込書 注）高知県建設技術公社HPからダウンロードすること	<input type="checkbox"/>
2	事前審査表	<input type="checkbox"/>
3	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書（第2号様式）写し	<input type="checkbox"/>
4	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図。内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図）	<input type="checkbox"/>
5	木材使用明細書兼合法木材証明書 写し（基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材）	<input type="checkbox"/>
6	補助対象とする各部位の施工状況写真（リフォームの場合は施工前・中を数枚） 注）参考資料_写真の撮り方及び必要写真を参照し、作成すること	<input type="checkbox"/>
7	補助対象部分の面積算定図、面積求積表（内装材の補助を受ける場合のみ）	<input type="checkbox"/>
8	内装化粧仕上材対象部分全てがわかる写真（内装材の補助を受ける場合のみ）	<input type="checkbox"/>
事前審査合格後、返却された書類は下記補助金交付申請書類の「19 事前審査合格書類一式」になります。		
補助金交付申請（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業申請書（第4号様式）	<input type="checkbox"/>
2	委任状（代理申請の場合のみ）注）申請者の署名、代理者の記名押印が必要	<input type="checkbox"/>
3	建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し（申請年度の初回のみ） 注）各連合会が運営するシステムにより登録状況を確認することができる場合は不要	<input type="checkbox"/>
4	木材使用明細書兼合法木材証明書 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
5	合法木材供給事業者名簿 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
6	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注）合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要	<input type="checkbox"/>
7	県内産JAS製品の補助を受ける場合、県内産JAS製品と確認できる納品書の写し及び写真 注）納品書は製材等JAS認証工場が発行したものであること	<input type="checkbox"/>
8	国、市町村が実施する他事業と併用する場合、補助対象経費が確認可能な内訳書 注）地域材利用が条件となっている場合、木材購入費の明細を添付すること	<input type="checkbox"/>
9	含水率検査の実施写真（1部位のみ）注）検査の全景写真及び含水率計の数値が分かる写真を添付すること、その他の含水率検査の写真は副本で管理すること	<input type="checkbox"/>
10	検査済証の写し又は建築工事届済証明書の写し（リフォームの場合は不要） 注）建築確認申請後に計画変更を行っている場合、当初の確認済証も添付すること	<input type="checkbox"/>
11	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書（新築、増築の場合のみ）	<input type="checkbox"/>
12	工事完了報告書写し（リフォームの場合のみ） 注）当該住宅の建築地と引渡し日が記載されていること	<input type="checkbox"/>
13	長期優良住宅加算を受ける場合、長期優良住宅認定通知書の写し	<input type="checkbox"/>
14	完成写真 注）外観2枚（2方向）以上、リフォームの場合は外観2枚以上と代表する居室で2枚以上添付すること、現場名を記載すること	<input type="checkbox"/>
15	補助対象部分の面積算定図、面積求積表（内装化粧仕上材の補助を受ける場合のみ）	<input type="checkbox"/>
16	子育て支援加算を受ける場合、児童手当の支給対象児童が2人以上いることを確認できる住民票の写し 注）申請日までに出生していること	<input type="checkbox"/>
17	申請者名義の通帳等の写し 注）名義人のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること	<input type="checkbox"/>
18	納付期限の到来した県税の納税証明書（申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの） 注）県外在住等で県税の納税義務がない場合、申立書を提出すること	<input type="checkbox"/>
19	事前審査合格書類一式 注）審査機関（高知県建設技術公社）の押印が必要	<input type="checkbox"/>
20	建築主アンケート 注）受理通知書交付時に送付したものを添付すること	<input type="checkbox"/>

：提出必須書類 ：申請内容によって必要な書類

書類に関する注意事項

- ・書類は原則A4サイズとし、記載例を参考に作成してください。
- ・書類の提出は原本1部とし、副本は申請者で保管してください。（原本は封止止め、穴あけ、紐綴じ厳禁）
- ・提出書類の不備、不足があった場合は補助金がお支払いできなくなります。また、書類審査のなかで、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

必要書類一覧兼チェックリスト（積上補助タイプ_事前審査なし〔幡多地域〕）

補助金申込み（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（第1号様式）注）電子申請による提出も可	<input type="checkbox"/>

補助金交付申請（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業申請書（第4号様式）	<input type="checkbox"/>
2	委任状（代理申請の場合のみ）注）申請者の署名、代理者の記名押印が必要	<input type="checkbox"/>
3	建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し（申請年度の初回のみ） 注）各連合会が運営するシステムにより登録状況を確認することができる場合は不要	<input type="checkbox"/>
4	木材使用明細書兼合法木材証明書 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
5	合法木材供給事業者名簿 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
6	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注）合法木材ナビにより認定状況を確認できる場合は不要	<input type="checkbox"/>
7	県内産JAS製品の補助を受ける場合、県内産JAS製品と確認できる納品書の写し及び写真 注）納品書は製材等JAS認証工場が発行したものであること	<input type="checkbox"/>
8	国、市町村が実施する他事業と併用する場合、補助対象経費が確認可能な内訳書 注）地域材利用が条件となっている場合、木材購入費の明細を添付すること	<input type="checkbox"/>
9	含水率検査の実施写真（1部位のみ）注）検査の全景写真及び含水率計の数値が分かる写真を添付すること、その他の含水率検査の写真は副本で管理すること	<input type="checkbox"/>
10	検査済証の写し又は建築工事届済証明書の写し（リフォームの場合は不要） 注）建築確認申請後に計画変更を行っている場合、当初の確認済証も添付すること	<input type="checkbox"/>
11	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書（新築、増築の場合のみ）	<input type="checkbox"/>
12	工事完了報告書写し（リフォームの場合のみ） 注）当該住宅の建築地と引渡し日が記載されていること	<input type="checkbox"/>
13	長期優良住宅加算を受ける場合、長期優良住宅認定通知書の写し	<input type="checkbox"/>
14	完成写真 注）外観2枚（2方向）以上、リフォームの場合は外観2枚以上と代表する居室で2枚以上添付すること	<input type="checkbox"/>
15	子育て支援加算を受ける場合、児童手当の支給対象児童が2人以上いることを確認できる住民票の写し 注）申請日までに出生していること	<input type="checkbox"/>
16	申請者名義の通帳等の写し 注）名義人のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること	<input type="checkbox"/>
17	納付期限の到来した県税の納税証明書（申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの） 注）県外在住等で県税の納税義務がない場合、申立書を提出すること	<input type="checkbox"/>
18	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図。内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図）	<input type="checkbox"/>
19	補助対象とする各部位の施工状況写真（リフォームの場合は施工前・中を数枚） 注）参考資料_写真の撮り方及び必要写真を参照し、作成すること	<input type="checkbox"/>
20	補助対象部分の面積算定図、面積求積表（内装化粧仕上材の補助を受ける場合のみ）	<input type="checkbox"/>
21	内装化粧仕上材対象部分全てがわかる写真（内装化粧仕上材の補助を受ける場合のみ）	<input type="checkbox"/>
22	建築主アンケート 注）受理通知書交付時に送付したものを添付すること	<input type="checkbox"/>

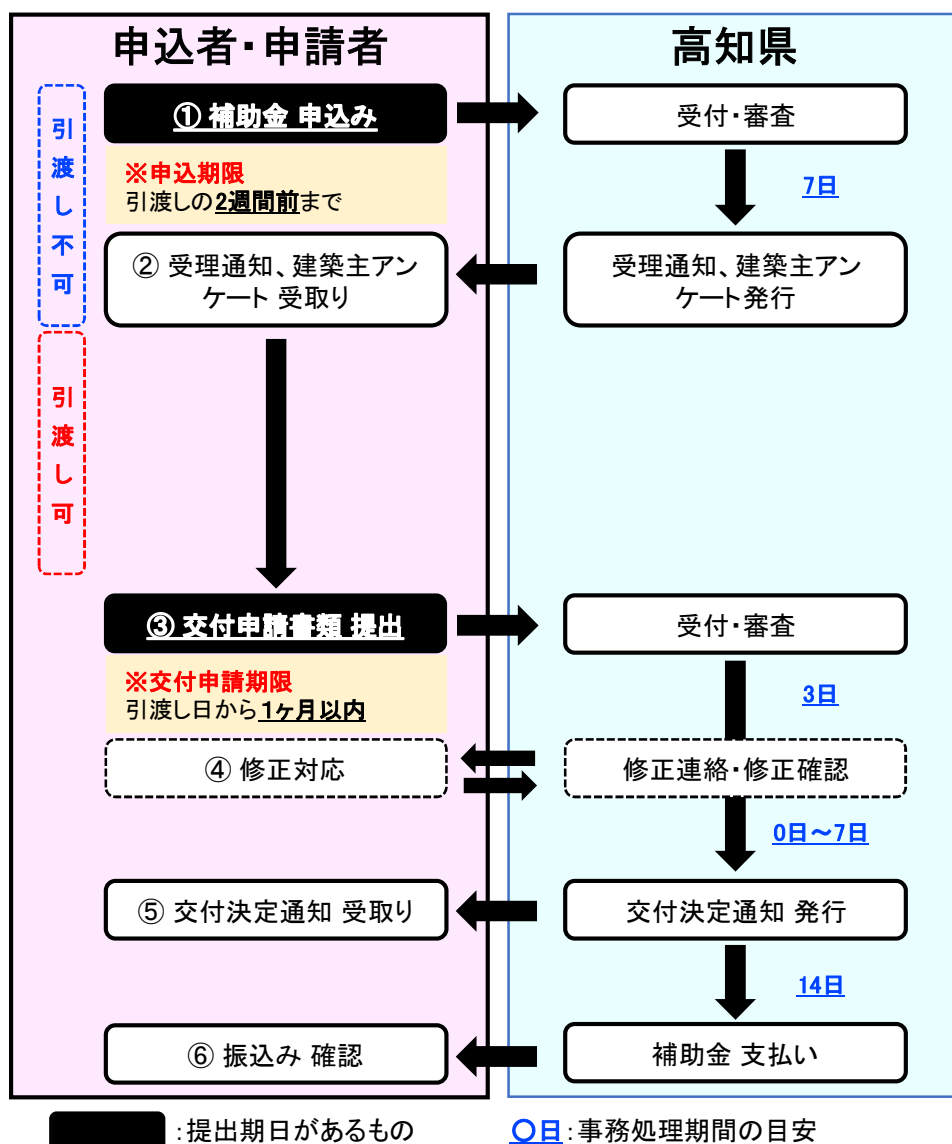
: 提出必須書類

: 申請内容によって必要な書類

書類に関する注意事項

- ・書類は原則A4サイズとし、記載例を参考に作成してください。
- ・書類の提出は原本1部とし、副本は申請者で保管してください。（原本は罫止め、穴あけ、紐綴じ厳禁）
- ・提出書類の不備、不足があった場合は補助金がお支払いできなくなります。また、書類審査のなかで、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

【定額補助タイプ】 申込みから支払いまでの流れ



手続きに関する注意事項

- ・定額補助タイプは、建設技術公社への事前審査が不要です。
- ・建築士事務所又は行政書士に申請業務の代理を委任する場合は、「①補助金申込み」よりも前に委任状を準備してください。
- ・引渡し後の申込みはできませんので、引渡し日より前に、「①補助金申込み」を行ってください。
- ・交付申請書に記載する新築・増築の引渡し日とは、住宅瑕疵担責任保険等の保険期間の開始日を示します。交付申請期限は引渡し日から原則1ヶ月以内ですが、引渡し日が2/16~2/28の場合3/15が交付申請期限になります。

必要書類一覧兼チェックリスト（定額補助タイプ〔県内全域〕）

補助金申込み（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（第1号様式）注）電子申請による提出も可	<input type="checkbox"/>

補助金交付申請（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業申請書（第4号様式）	<input type="checkbox"/>
2	委任状（代理申請の場合のみ）注）申請者の署名、代理者の記名押印が必要	<input type="checkbox"/>
3	建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し（申請年度の初回のみ） 注）各連合会が運営するシステムにより登録状況を確認することができる場合は不要	<input type="checkbox"/>
4	木材使用明細書兼合法木材証明書 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
5	合法木材供給事業者名簿 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
6	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注）合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要	<input type="checkbox"/>
7	併用する国の補助事業の概要が分かる交付決定通知書等の写し 注）併用する事業の例 → (国)子育てグリーン住宅支援事業等	<input type="checkbox"/>
8	含水率検査の実施写真（1部位のみ）注）検査の全景写真及び含水率計の数値が分かる写真を添付すること、その他の含水率検査の写真は副本で管理すること	<input type="checkbox"/>
9	検査済証の写し又は建築工事届済証明書の写し 注）建築確認申請後に計画変更を行っている場合、当初の確認済証も添付すること	<input type="checkbox"/>
10	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書	<input type="checkbox"/>
11	棟上げ時の状況写真及び完成写真（全景） 注）参考資料_写真の撮り方を及び必要写真参照し、外観2枚以上（2方向）添付すること	<input type="checkbox"/>
12	申請者名義の通帳等の写し 注）名義人のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること	<input type="checkbox"/>
13	納付期限の到来した県税の納税証明書（申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの） 注）県外在住等で県税の納税義務がない場合、申立書を提出すること	<input type="checkbox"/>
14	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図）	<input type="checkbox"/>
15	建築主アンケート 注）受理通知書交付時に送付したものを添付すること	<input type="checkbox"/>

: 提出必須書類

: 申請内容によって必要な書類

書類に関する注意事項

- ・書類は原則A4サイズとし、記載例を参考に作成してください。
- ・書類の提出は原本1部とし、副本は申請者で保管してください。（原本は折入止め、穴あけ、紐綴じ厳禁）
- ・提出書類の不備、不足があった場合は補助金がお支払いできなくなります。また、書類審査のなかで、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

写真の撮り方及び必要写真

参考資料

共通事項

- ・ 他の現場との判別が難しいため、施工中の撮影写真には看板 (施主[現場名]、撮影者[事業者]、撮影年月日が望ましい) を表示してください。
- ・ 看板の表示によって全体が見えづらくなる場合は、看板のアップと引き写真との組み合わせとなっても構いません。
- ・ 看板を表示する写真は、各部位に1枚で構いません。
- ・ 看板には樹種（スギ、ヒノキ）の区別や、部位名の表示は必要ありません。
- ・ 施工中の現場では、作業員は必ずヘルメットを着用するよう指導してください。（着用のないものは申請書類として認められません）
- ・ 下表に示す写真の枚数については、提出が必要な最低枚数ですので、うまく写っていない場合等に備えて、撮影記録は多めに残しておくように心がけてください。

「積上補助タイプ」及び「定額補助タイプ」において提出が必要な写真

区分	内容	撮影時のポイント等	枚数
含水率写真	検査状況 (測定状況)	全景で1枚、測定値が分かる近景で1枚 正しい測定方法で含水率計を使用すること	2枚 (1箇所)
完成写真	外観全景 (リフォームは内観も)	撮影方向を変えて2枚 (リフォームの場合は、代表する居室の内観を撮影)	2枚
状況写真	全景	棟上げ後の段階 → 全体が撮影できる場合は、撮影方向を変えて2枚 → 室内から撮影する場合は、各階で1枚 (リフォームの場合は、施工前、施工中を撮影)	2枚

「積上補助タイプ」の補助対象部位によって提出が必要な写真

(以下、「現地確認検査」により省略することが可能)

区分	部位の名称	撮影時のポイント等	枚数
基本部位	土台	概ね全体を確認することができる	部位ごとに各1枚 (1枚の写真で複数部位が確認できる場合、まとめることが可能)
	大引		
	梁・桁	各階で撮影されたもの	
	管柱	間柱の厚みの違いが分かる	
	間柱・まぐさ・窓台	管柱の厚みの違いが分かる	
	通し柱	通し柱であることが分かる (長さが梁を超えているなど)	
	母屋・棟木		
	隅木・谷木		
	束		
	小屋筋交		
	火打		
筋かい			

「積上補助タイプ」の補助対象部位によって提出が必要な写真

参考資料

(以下、「現地確認検査」により省略することが可能)

区分	部位の名称	撮影時のポイント等	枚数
その他の部位	垂木・垂木受・屋根下地棧		<p>部位ごとに各1枚</p> <p>(1枚の写真で複数部位が確認できる場合、まとめることが可能)</p>
	野地板・軒天		
	貫・差鴨居		
	小屋筋交		
	野縁・胴縁		
	根太・根太受		
	根がらみ、足固		
	荒床板・ラス板		
	手摺笠木・格子		
	階段(柱・踏板・蹴上板、ささら)		
	ベランダ等(屋根組、柱、壁組、床組、手摺、階段)		
	破風板・鼻隠し・広小舞など		
	外壁など		
	木塀など		
その他	木材使用明細書兼合法木材証明書の備考欄に記載した使用部位と整合している		
内装化粧仕上げ材	床面	使用した床面のすべての隅が確認できる	<p>1枚で室全体が写らない場合、撮影方向を変えて複数枚</p>
	壁面	使用した壁面のすべての隅が確認できる	
	天井面	使用した天井面のすべての隅が確認できる	

3. 補助金申込みから交付申請までにおけるチェックポイント

■ 申込み編（積上補助タイプ・定額補助タイプ）

① 申込み時期

- ・予算の範囲内で通年受け付けます。特に、新築・増築については、確認済証交付後又は確認が不要な場合は工事届提出後に申込みください。
- ・**引渡し後の申込みはできません**ので、遅くとも**引渡しの2週間前までに申込み**ください。
- ・引渡し予定日が3月以降の物件について、「補助金の交付の申請は、翌年度に当事業の予算措置された場合に限る。」との条件を付け、受理します。（申請は翌年度になります。）

② 申込み金額

- ・**申込み金額が、補助上限額**になります。要綱別表第1により算出してください。

【積上補助タイプ】

- ・新築、増築、リフォーム、内装木質化全てにおいて適用できます。
- ・県産材の使用量等に応じて、補助金額が決まります。（上限100万円）
- ・他事業との併用について、**P17 4. 他の助成事業との併用について**を参照してください。

【定額補助タイプ】

- ・補助対象経費が重複する国の補助事業を利用し、新築又は増築する場合は定額10万円とします。

別表第1（第6条関係）

分類	区分		内容及び補助金額		
積上補助タイプ	(1)	基本部位・ その他の部位	県内産 JAS製品	県内産乾燥木材の使用量(m3単位で小数点以下を切り捨て)に20,000円を乗じて得た額	区分(1)から (6)の合計 金額による (上限100万円)
	(2)	基本部位・ その他の部位	県内産 JAS製品 以外	県内産乾燥木材の使用量(m3単位で小数点以下を切り捨て)に11,000円を乗じて得た額	
	(3)	横架材加算		梁、桁で使用される県内産乾燥木材の使用量(m3単位で小数点以下を切り捨て)に5,000円を乗じて得た額を加算	
	(4)	内装木質化		県内産乾燥木材の使用面積(m2単位で小数点以下を切り捨て)に2,000円を乗じて得た額	
	(5)	長期優良認定木造住宅加算		認定を取得するための設計等に要する経費を対象として、1棟当たり10万円を加算	
	(6)	子育て支援加算		補助の対象となる住宅に居住する世帯に児童が2人以上の場合は、区分(4)内装木質化により算出された金額を加算	
定額補助タイプ			補助対象経費が重複する国の補助事業を利用して、新築又は増築する場合は、定額10万円とする。		

(注) 補助金の算定において、積上補助タイプと定額補助タイプを併用することはできない。

③ 申込み方法

- ・申込み書の様式が変更されています。4月1日以降から令和8年度のものを使用してください。
(紙で申込みの場合) **P39、40 記載例**を参考に申込書(要綱第1号様式)を、直接提出又は郵送してください。副本は申込者が保管してください。
- (電子で申込みの場合) 高知県電子申請サービスから入力画面に従って行ってください。
様式名: R8 年度こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書(積上補助タイプ) / (定額補助タイプ)
- ・建築士事務所又は行政書士が代理申請をする場合は、**申込み日より前に委任状(自署)**を準備してください。委任状は、申請時に必要になります。

④ 受理通知書受け取り

- ・申込み内容を審査後、県から受理通知書、事前審査表、建築主アンケートを発行します。
※事前審査表の発行は、幡多地域以外に建築される補助対象住宅で積上補助タイプを利用する物件のみ
(紙で申込みの場合) 受理通知書、事前審査表、建築主アンケートを郵送します。
- (電子で申込みの場合) 申込み時に登録したメールアドレスに案内が届くので、受理通知書、事前審査表、申請者アンケートをダウンロードしてください。
- ・申請書に記入する整理番号は、受理通知書に表記されます。
- ・受理通知書は申請書受理を確約するものではありません。申請時の審査で補助の要件に合致しない場合は、補助金の交付ができなくなります。

■ 事前審査編(積上補助タイプ) ※定額補助タイプは県内全域で事前審査不要

① 事前審査の対象地域

- ・県では、審査機関(公益社団法人 高知県建設技術公社)に事前審査を委託しています。
- ・交付申請の前に審査機関の事前審査が必要な補助対象住宅は、下記のいずれかのとおりです。
1. 幡多地域以外に建築するもの 2. 代理者の所在地が幡多地域以外のもの
(幡多地域: 黒潮町、大月町、三原村、四万十市、宿毛市、土佐清水市)

② 事前審査の依頼方法

- ・事前審査は、住宅の引渡し前でも審査可能です。交付申請までに合格してください。
- ・必要書類は、**P5 必要書類一覧兼チェックリスト**の「事前審査」をご確認ください。
- ・事前審査申込み書は、[高知県建設技術公社 HP](https://www.kct.or.jp/pages/page0027.php)からダウンロードし、必要事項を記入してください。
<https://www.kct.or.jp/pages/page0027.php>
- ・受理通知書発行時にお渡しした事前審査表により、補助対象部位にチェックをしてください。

③ 現地確認審査(希望者のみ)

- ・現地確認審査を実施した場合は、交付申請時に添付する写真等の書類が一部不要になります。
- ・特に、内装化粧仕上げ材の補助対象面積が100㎡を超える場合は、現地審査を推奨します。
- ・幡多地域の補助対象住宅については、県が現地確認審査を実施します。受検を希望される場合は、事前に受検希望の連絡をお願いします。

④ 合格書類受け取り

- ・事前審査に合格すると審査機関から書類が返却されるので、交付申請書類と併せて合格書類一式を提出してください。

■ 交付申請編（積上補助タイプ・定額補助タイプ）

① 申請期限

- ・引渡し日から **1ヶ月以内（翌月の同日が申請期限）** 又は **申込み年度の3月15日のいずれか早い日までに県の受付**が必要になります。ただし、3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに申請をしてください。（期限当日が閉庁日の場合：その直前の開庁日まで）
- ・申請書に記入する引渡し日は、以下をご確認ください。
 - 【新築、増築】住宅瑕疵担保責任保険等の保険期間の開始日
 - 【リフォーム】工事完了報告書に記載された引渡し日と整合

② 申請金額

- ・積上補助タイプにおいて、申請金額が申込み金額を超えた場合は、**申込み金額が補助上限額**になります。申込み金額を超えて申請した場合は、申込み金額が交付決定金額の上限になります。
 - 例1：申込み30万円 < 申請40万円 → 交付決定30万円（申込み金額が交付決定金額）
 - 例2：申込み40万円 > 申請30万円 → 交付決定30万円（申請金額が交付決定金額）
- ・申請受付後、審査の過程で書類に不備等があり、補助金額が減額になる場合があります。また、補助条件に合致しない場合は、補助金の交付ができなくなります。

③ 申請書類作成時の注意点

- ・**P5、6、8必要書類一覧兼チェックリスト**と**P41～70記載例**を参考に書類を準備してください。

【積上補助タイプ・定額補助タイプ共通】

申請書（要綱別記第4号様式）

- ・申請書の様式が変更されています。4月1日以降から令和8年度のものを使用してください。
- ・整理番号は、受理通知書に記載の番号を記入してください。（例：R8-001、r8-001）
- ・申請住宅の建築場所は、**住居表示・住民票の住所**を記入してください。
 - （申込書に記入する建築場所は、地名地番のため間違えないよう注意！！）
- ・引渡し日について、新築、増築の場合は住宅瑕疵担保責任保険等の保険期間の開始日、リフォームの場合は工事完了報告書に記載された引渡し日と整合させてください。
- ・第2面の木材の使用明細も忘れずに記入してください。

【基本部位・その他の部位】

- ・使用材積は、合法木材証明書数値と整合させてください。
- ・うち補助対象材積は、基本的に使用材積と同じ数値でかまわないです。ただし、事前審査等で対象外となった部位がある場合は、その使用材積を除外した数値としてください。

【内装木質化】

（積上補助タイプ）使用面積は、面積算定図・面積求積表により算定された数値を記入してください。
合計値に0.9を乗じたものが補助対象面積になります。

（定額補助タイプ）合法木材証明書数値と整合させてください。

委任状（建築士事務所又は行政書士が代理申請を行う場合）

- ・**申込み日より前に作成した委任状（自署）**を提出してください。
- ・申請者の住所は、**申込み時点の住所**になります。
- ・法人の場合は、**記名押印**が必要です。

建築士事務所登録証明、建築士事務所登録申請書副本、行政書士証票（代理申請の場合）

- ・ 建築士事務所又は行政書士が属する各連合会が運営する検索システムで登録状況を確認することができる場合は提出不要です。

建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム：<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/>

日本行政書士連合会 行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search>

木材使用明細兼合法木材証明書

- ・ 様式が変更されています。 4月1日以降に作成いただくものは**新しい様式**を使用してください。
- ・ 既に旧様式で作成いただいている合法木材証明書は、新様式で取り直さなくてかまいません。
- ・ 建設地は、受理通知書に記載されている建設地の地名地番と整合させてください。
- ・ JAS 製品を利用した場合は、備考に **JAS の等級**を記入してください。
- ・ 様式の**印刷範囲及びレイアウト等を変更せず、白黒印刷**としてください。

合法木材供給事業者名簿

- ・ 作業した業種が「製材」までさかのぼって記入してください。
- ・ 納材業者記名押印欄に記載されている納材業者が「製材」を行っている場合は、その直近の納入業者までさかのぼって記入してください。※原木流通の業者が記入されることが多いです。
- ・ 県産木材が県外事業者を経由する場合は、県内で伐採された木材であることを確認できる事業者までさかのぼって記入してください。その場合は、全業者間において高知県産乾燥木材である旨が記載された納品書、出荷証明書等の写しを添付してください。それぞれの**納品日又は出荷日を確認し、日付に矛盾が生じないようにしてください。**
- ・ 製材された後の納品書、出荷証明書を添付する場合は、木材使用明細兼合法木材証明との整合をご確認ください。（樹種、寸法、数量など）

納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し

- ・ 合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は提出不要です。
合法木材ナビ：https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

含水率検査の写真

- ・ 補助タイプ、申請区分に関わらず、含水率検査の写真が必要です。
（引き）→ 部材、測定している状況の分かるもの
（寄り）→ 引き写真と同じであることが分かる程度の近影で数値や樹種のチェックマーク等が見えること
- ・ 含水率計の使用方法（機械の向き等）を確認し、検査してください。
- ・ 含水率計測部位は各部材中央付近で測定してください。（小口付近は含水率が低いため）
- ・ 天然乾燥材（AD材）については、全ての部材で含水率を測定してください。

棟上げ時の施工状況写真、完成写真

- ・ タイトル、現場名、撮影者を記載してください。（例：完成写真、●●邸、△△工務店）

補助金振込先の通帳等の写し

- ・ 申請者の名義のもので、フリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるものを提出してください。
- ・ 通帳は、表紙と見開きのページをコピーしてください。ネットバンクの場合は、該当するページを印刷し、提出してください。

県税の納税証明書又は申立書

- ・ 県税事務所で申請日の概ね 1 ヶ月以内に発行されたもので、原本を提出してください。(引渡し後が望ましい)
- ・ 申請時点で県外に居住しており、納税義務がない場合は、申立書を提出してください。

設計図

- ・ 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図を提出してください。内装木質化のみ場合は、付近見取図及び各階平面図を提出してください。
- ・ 図面は A4 サイズで提出してください。

検査済証の写し（リフォームを除く）

- ・ 建築確認の後に計画変更を行っている場合は、変更前の確認済証も提出してください。
- ・ 建築確認が不要な場合は、建築工事届証明済証明書の写しを提出してください。

住宅瑕疵担保保険の付保証明書の写し（リフォームを除く）

- ・ 保険期間の開始日が、申請書に記入する引渡し日になります。
- ・ 保険に加入できない等事情がある場合は、**事前に必ず**ご相談ください。

【積上補助タイプ】

県内産 JAS 製品と確認できる納品書の写し及び写真

- ・ 県内産 JAS 製品の補助を受ける場合、**JAS 製品を製材した認証工場からの納品書**を提出してください。(JAS の等級の記載がある納品書が必要)
- ・ JAS 製品と確認できる写真は、木材の印字やラベルが写るよう撮影してください。

補助対象経費が確認可能な内訳書

- ・ 国、市町村が実施する他の助成事業と併用する場合は、該当事業の交付決定通知書等を提出してください。状況によっては、こちらから窓口へ状況を確認することがあります。
- ・ 市町村の地域産材利用促進事業を利用する場合は、
$$\boxed{\text{住宅に係る木材購入費}} \geq \boxed{\text{木の住まい補助金}} + \boxed{\text{市町村補助金}}$$
であることを確認するため、**数量と金額が分かる内訳書**を提出してください。内訳書は合法木材証明書との整合に注意ください。

補助対象部分の面積算定図、面積求積表

- ・ 内装化粧仕上げ材の補助を受ける場合は、提出してください。
- ・ 面積算定図には、**補助対象部分の着色、着色部分求積のための寸法**を記載してください。
- ・ 面積求積表の計算式、計算結果が間違えていないか、ご確認ください。
- ・ 勾配天井の場合は、屋根勾配及び斜距離を図面中に記載していれば、使用面積としてかまいません。(水平投影面積でなくてもよいです)

工事完了報告書写し（リフォームのみ）

- ・ 申請住宅の建築地と引渡し日を記載してください。

長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し

- ・ 長期優良認定木造住宅加算を受ける場合は、提出してください。

住民票の写し

- ・子育て支援加算を受ける場合は、提出してください。申請者と同一世帯に18歳未満の児童が2人以上いることを確認します。
- ・これまで現況届けや通帳明細で認定状況を確認していましたが、令和8年度からは提出不要です。

補助対象とする各部位の施工状況写真、内装化粧仕上材対象部分の写真

- ・ **P9 参考資料 写真の撮り方及び必要写真、P56～70 撮影例**を参考に作成してください。
- ・ 印刷レイアウトはA4サイズに写真2枚を基本としてください。縦向きの写真も横にしてレイアウトしてください。
- ・ 内装化粧仕上材対象部分は、居室の四隅が写るように撮影してください。1枚に納まらない場合は撮影方向を変えて複数枚撮影してください。
- ・ 補助対象部位や居室の写真が不足している場合、補助対象外になります。

【定額補助タイプ】

併用する国の補助事業の概要が分かる交付決定通知書等の写し

- ・ 県の助成事業の申請時点で、提出できるものを提出してください。
(参考) みらいエコ住宅2026事業で、国の交付決定通知書がまだの場合は、国の交付申請時に提出した共同事業実施規約を提出してください。

④ 申請書類の受付け、審査

- ・ 申請書類の提出は、窓口へ直接提出又は郵送してください。
- ・ 書類を綴る順番は、必要書類一覧兼チェックリスト「補助金交付申請」を参照ください。
【NG事項】ホチキス留め、インデックス貼付け、穴あけ、ファイル綴じ、両面印刷
- ・ 担当審査後に修正事項があれば連絡しますので、ご対応ください。
- ・ 修正があった書類の副本への差替えは、申請者又は代理者の責任で行ってください。
- ・ 担当審査で合格したもものから、交付決定へ向けて事務処理を進めますが、追加で修正等の対応を依頼する場合があります。その際にご協力をお願いします。
- ・ 申請書類の虚偽の対応について
補助金支払い前に虚偽判明 → 支払い不可、補助金支払い後に虚偽判明 → 補助金変換

⑤ 交付決定通知、書類の保管

- ・ 交付決定通知書は郵送になります。窓口で受け取りを希望される方は事前にお申し出ください。
- ・ 交付決定通知書及び交付申請書類（副本）は5年間の保管義務があります。

⑥ その他連絡事項

- ・ 補助金の執行が予算額に近づいてきましたら、執行状況をホームページで公開する予定ですので申込みの前にご確認をよろしくお願いいたします。
- ・ フラット35地域連携型利用対象証明書は、申込み受理後に発行できますので、ご希望の際は利用申請書を **住宅金融支援機構 HP** からダウンロードし、県へ提出してください。
https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/flat35kosodate/index.php/Organizations_tree/execute/390003
- ・ 建築主アンケートのご協力をお願いします。

4. 他の助成事業との併用について

・補助金は、国又は市町村が実施する他の住宅に対する助成制度と重複して申請する場合、当該補助金の別表第1に定める分類は以下のとおり適用します。

(1) 補助対象経費が重複する国補助事業を利用して、新築又は増築を行う場合：**定額補助タイプ**

【併用の例】

区分	国の助成制度	こうちの木の住まいづくり助成事業
新築	みらいエコ住宅 2026 事業	定額補助タイプ

(2) (1) 以外：**積上補助タイプ**（ただし、積算した補助金額と他の助成制度による補助金額の合計額のうち県産木材の購入に要した経費が当該住宅に係る県内産乾燥木材の購入に要する経費の額を超えない場合のみ申請可能とする。）

【併用の例】

区分	国、市町村の助成制度	こうちの木の住まいづくり助成事業
新築	国：給湯省エネ 2026 事業	積上補助タイプ
新築	市町村：地域産材利用促進事業	
リフォーム	国：先進的窓リノベ 2026 事業	
リフォーム	市町村：住宅耐震化促進事業	

※1 併用する事業の交付決定通知書等を提出してください。

※2 市町村の地域産材利用促進事業を利用する場合は、以下を確認してください。

$$\boxed{\text{住宅に係る木材購入費}} \geq \boxed{\text{木の住まい補助金}} + \boxed{\text{市町村補助金}}$$

※3 地域産材利用促進事業以外を利用する場合は、補助対象経費が分かれていることが確認できる資料を求める場合があります。

5. 担当窓口・書類提出先

・その他、こうちの木の住まいづくり助成事業について、不明な点がございましたら担当者までご連絡ください。

【所在地】 780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎4階

【担当課】 木材産業振興課 こうちの木の住まいづくり担当

【電話番号】 088-821-4592

【メール】 030501@ken.pref.kochi.lg.jp

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語及び面積の算定方法の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条及び第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 「県内産乾燥木材」とは、次に掲げる事項に適合した木材をいう。

ア 持続可能な森林経営が営まれている高知県内の森林から産出されたものであること。

イ 伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続が適切になされているものであること。

ウ ア及びイに掲げる事項が証明されている場合は、これが証明されていないものと混ざらないように管理されたものであること。

エ 含水率20パーセント以下であること。ただし、^{はり}梁、桁、母屋及び棟木にあつては、25パーセント以下であること。

オ 基本部位、その他の部位で使用される木材にあつては、高知県内で製材されたものであること。

(2) 「基本部位」とは、立方メートルで使用材積を確認することができる部材を使用する土台、大引、^{はり}梁、桁、火打、母屋、隅木、谷木、束、小屋束、吊り束、棟木、通し柱、管柱、間柱、まぐさ、窓台及び筋かいをいう。

(3) 「その他の部位」とは、立方メートルで使用材積を確認することができる部材であつて、「基本部位」以外の部位をいう。

(4) 「内装材」とは、平方メートルで使用面積を確認することができる床面、壁面(建具の面材を除く。)及び天井面に使用する内装化粧仕上材をいう。

(5) 「木造住宅」とは、柱、^{はり}梁等の主要な構造部が木造の住宅をいい、延べ面積の過半が木造で一部の構造部が非木造の住宅を含むものとする。

(6) 「リフォーム」とは、既存住宅の修繕又は模様替えを行うことをいい、増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内である1棟での増築を含むものとする。

(7) 「内装木質化」とは、内装材に県内産乾燥木材を使用することをいう。

(8) 「分譲住宅」とは、分譲を目的に新築される住宅をいう。

(9) 「住宅の取得」とは、住宅の引渡しを書面により受けることをいい、分譲住宅の取得についても同様とする。

(10) 「県内産JAS製品」とは、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき制定された日本農林規格の「製材(JAS 1083)」のうち目視等級区分構造用製材及び機械等級区分構造用製材の規格又は集成材の日本農林規格(平成19年9月農林水産省告示第1152号)に規定する構造用集成材の規格を満たしていることが確認された高知県内の製材工場で加工された県内産乾燥木材とする。

(補助目的及び補助対象経費)

第3条 県は、県内産乾燥木材を使用した木造住宅(以下「県内産木造住宅」という。)の建築、内装木質化及びリフォームの促進による県内産木材の需要拡大を図り、併せて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条に基づく認定を受けた新築木造住宅(以下「長期優良認定木造住宅」という。)の建築、新築住宅について特定住宅瑕疵担保責任の履行

の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第 1 号又は第 2 号の保険に加入する住宅（以下「瑕疵担保責任保険加入住宅」という。）の普及による良質な住宅のストックの形成及び子育て世帯の木造住宅への居住促進を通じた将来の木造住宅の所有者となりうる児童（[児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項による児童](#)）への木育の推進を目的として、新築による県内産木造住宅を取得するための経費、内装木質化に要する経費及びリフォームの経費のうち、県内産乾燥木材の購入に要する経費等に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象者）

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、県税の滞納がない者であって、自らの居住を目的として県内に建築される住宅（賃貸を目的とするものを除く。）を取得する者（個人に限る。）又は県内に自ら所有し、かつ居住する住宅（賃貸を目的とするものを除く。）のリフォームを行う者（個人に限る。）とする。

（補助対象となる住宅及び県内産乾燥木材）

第 5 条 補助対象となる住宅は、次のいずれの事項にも該当する住宅とする。

- （1） 高知県内に建築する住宅又は高知県内に存在する既存住宅であること。
- （2） 延べ面積の過半の用途が住宅であること。
- （3） 新築又は増築（増築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートルを超えるもの）にあつては県内産乾燥木材を新築又は増築工事に係る部分の基本部位に材積の 80 パーセント以上を使用し、リフォームにあつてはリフォーム工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用する戸建ての木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）とし、内装木質化にあつては住宅であること。
- （4） 新築又は増築にあつては、瑕疵担保責任保険加入住宅、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に基づく保証金の供託により瑕疵担保責任の履行が確保された住宅、又は申請者が自ら施工する住宅であること。
- （5） 補助金の交付を受けようとする住宅の取得の日前又はリフォームの工事の完了の日前に、別記第 2 号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書（以下「申込書受理通知書」という。）の交付を受けていること。

2 補助対象となる県内産乾燥木材は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 補助対象木造住宅の基本部位及びその他の部位
- （2） 内装木質化
- （3） 併用住宅の場合、住宅部分に限る。
- （4） 混構造の場合の基本部位及びその他の部位は、木造部分に限る。
- （5） 共同住宅の場合の内装木質化は、住宅部分（共用部分を除く。）に限る。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、別表第 1 に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申込み）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする建築主（以下「申込者」という。）は、別記第 1 号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（以下「申込書」という。）を知事に提出し

なければならない。ただし、分譲住宅にあつては、住宅を建築し、又は販売する者が申込みをすることができるものとする。

なお、新築又は増築の申込みであつて、建築基準法第6条第1項による確認（以下「建築確認」という。）が必要な場合は同条第4項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付後に、建築確認が不要な場合は同法第15条の規定による建築工事の届出後に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により申込書を受理したときは、当該内容を審査し、その結果を別記第2号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書により当該申込者に通知するものとする。ただし、あらかじめ第9条第1項による補助金の交付の申請が困難なものは、補助金の交付の申請は、翌年度に当事業が予算措置された場合に限るとの条件を付して、受理するものとする。
- 3 知事は、申込書を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申込者は、この現地調査等に協力しなければならない。

（申込内容の変更）

第8条 前条第1項の規定による申込内容について次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに別記第3号様式によるこうちの木の家づくり助成事業実施（変更・取下げ）届を知事に提出しなければならない。

- （1） 申込者の住所又は氏名の変更（分譲住宅を、前条第1項の規定により申込みを行い、申込書受理通知書の交付を受けた住宅の取得をする者（以下「取得者」という。）が取得した場合及び補助対象住宅に転居した場合を除く。）
- （2） 補助申請予定日の翌年度への変更
- （3） 事業の中止（事業の中止後における再申込は原則認めないものとする。）

（補助金の交付の申請）

第9条 申込者及び取得者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別記第4号様式によるこうちの木の家づくり助成事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、別表第2に掲げる書類及び図書を添えて、住宅を取得した日若しくはリフォーム工事の完了の日から1ヶ月以内又は当該年度の3月15日（当日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに知事へ提出しなければならない。ただし、3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに提出するものとする。この場合において、期日までに申請書が提出されない場合は、第7条第1項の規定による申込書が取り下げられたものとみなし、再度の申込みは受けけない。

- 2 第7条第2項ただし書により受理した場合及び前条第2号の変更を行った場合は、前項中「当該年度」とあるのは、「申込み翌年度」と読み替えるものとする。

（補助金の交付の決定及び交付）

第10条 知事は、申請書及びその関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査した上で、補助金の交付を決定するものとする。ただし、申請をした者が別表第3のいずれかに該当する場合を除く。

- 2 関係書類の不備等があり、補正等の作業を求めたにもかかわらず、相当の期間関係書類の補正が行われなかった場合その他申請者の責めに帰すべき事由により補助金の交付ができなかったと認められるときは、当該補助金の申請が取り下げられたものとみなす。
- 3 補助金額は、申込書に記載する申込金額と申請書に記載する申請金額のいずれか低い方の金額とする。
- 4 知事は、第1項の規定による決定をしたときは、別記第5号様式によるこちらの木の住まいづくり助成事業費補助金交付決定通知書を申請者に通知し、補助金の交付を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助金の実績報告)

第12条 補助金の実績報告については、第9条第1項の規定による補助金の交付の申請をもって代えるものとする。

(他の助成制度との併用)

第13条 国又は市町村が実施する他の住宅に対する助成制度と重複して申請する場合、当該補助金の別表第1に定める分類は以下のとおり適用する。

- (1) 補助対象経費が重複する国補助事業を利用して、新築又は増築を行う場合：定額補助タイプ
- (2) (1)以外：積上補助タイプ（ただし、積算した補助金額と他の助成制度による補助金額の合計額のうち県産木材の購入に要した経費が当該住宅に係る県内産乾燥木材の購入に要する経費の額を超えない場合のみ申請可能とする。）

(代理者)

第14条 申込者及び取得者が、第7条又は第9条に規定する申込み又は申請の手続を自ら行わない場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けた建築士事務所又は行政書士若しくは行政書士法人（以下「代理者」という。）に対してこれらの手続の代理を委任することができる。

- 2 代理者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代理を通じ申込者及び取得者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により取り扱うものとする。

(補助金に係る手続の停止)

第15条 知事は、補助金に係る手続において不正を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、不正行為に関与した業者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、補助金に係る手続を認めないこととすることができる。

(情報の開示)

第16条 補助金、申込者、申請者又は代理者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成24年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(補助対象となる住宅に関する経過措置)

- 2 本要綱第5条の第3号の規定について、補助対象となる住宅の建築工事の本契約が平成29年3月31日までに締結されていることが確認できる場合に限り、なお従前の要綱の規定を適用できるものとする。ただし、本経過措置は平成29年度に補助金の交付を行うものに限る。

附則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

ただし、この要綱の施行日までに本要綱第7条第2項の規定により申込書が受理された補助金の交付は、補助金の額について従前の要綱の規定を適用できるものとする。

附則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

ただし、この要綱の施行日までに従前の要綱第7条第2項の規定により申込書が受理された補助金の交付は、補助金の額について従前の要綱の規定を適用できるものとする。

附則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

ただし、この要綱の施行日までに従前の要綱第7条第2項の規定により申込書が受理された補助金の交付は、補助金の額について従前の要綱の規定を適用できるものとする。

附則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日までに従前の要綱第7条第2項の規定により申込書が受理された補助金の交付は、補助金の額について従前の要綱の規定を適用できるものとする。

(県内産乾燥木材に関する経過措置)

3 この要綱第2条第1号の規定について、補助対象となる住宅の建築工事の本契約が令和8年3月31日までに締結されていることが確認できる場合に限り、従前の要綱の規定を適用できるものとする。

別表第1（第6条関係）

分類	区 分		内 容 及 び 補 助 金 額		
積上補助 タイプ	(1)	基本部位・ その他の部位	県内産 JAS製品	県内産乾燥木材の使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に20,000円を乗じて得た額	区分（1）から <u>(6)</u> の合計 金額による (上限100万円)
	(2)	基本部位・ その他の部位	県内産 JAS製品 以外	県内産乾燥木材の使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に11,000円を乗じて得た額	
	<u>(3)</u>	<u>横架材加算</u>		<u>梁、桁で使用される県内産乾燥木材については、使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に5,000円を乗じて得た額を加算することができる。</u>	
	<u>(4)</u>	内装木質化		県内産乾燥木材の使用面積（平方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に2,000円を乗じて得た額	
	<u>(5)</u>	長期優良認定木造住宅 加算		認定を取得するための設計等に要する経費を対象として、1棟当たり10万円の加算をすることができる。	
	<u>(6)</u>	子育て支援加算		補助の対象となる住宅に居住する世帯に児童（児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条の支給要件に該当する児童）が2人以上の場合は、区分 <u>(4)</u> 内装木質化により算出された金額の加算をすることができる。	
定額補助タイプ			補助対象経費が重複する国の補助事業を利用して、新築又は増築する場合は、定額10万円とする。		

(注) 補助金の算定において、積上補助タイプと定額補助タイプを併用することはできない。

別表第2（第9条関係）

第9条に規定する書類及び図書は、次に掲げるものとする。

積上補助タイプ	
1	代理者による手続の場合は、当該代理者に委任することを証する書類の原本及び建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を確認することができる証明書（当該事業申込みの日から3月以内の日付けのものに限る。）（以下「事務所登録証明」という。）の写し、同法第23条の3第1項の規定による建築士事務所登録申請書副本（第五号書式）（以下「事務所登録申請書副本」という。）により登録が確認できる場合は事務所登録申請書副本の写し又は行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条の2第4項の規定により交付された行政書士証票（以下「行政書士証票」という。）の写し。 <u>ただし、公益社団法人日本建築士会連合会が運営する建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム又は日本行政書士会連合会が運営する行政書士会員検索システムにより登録状況を確認することができる場合は、添付不要とする。</u>
2	補助金を受けようとする基本部位、その他の部位、内装材（以下「補助対象部位」という。）の木材使用明細書兼合法木材証明書
3	木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し。ただし、一般社団法人全国木材組合連合会が運営する合法木材ナビにより認定状況を確認することができる場合は、添付不要とする。
4	別表第1区分（1）に定める県内産JAS製品の補助を受けようとする場合は、製材等JAS認証工場からの納品書（県内産JAS製品であることがわかるもの）及び納品された木材が県内産JAS製品と確認することができる写真。ただし、木材使用明細書兼合法木材証明書の納材業者と製材等JAS認証工場が同一の場合は、納品書を添付不要とする。
5	他事業と併用する場合は、補助対象となる木材の購入に要する経費が他事業の助成対象経費と明確に区分された内訳表等（高知県木造住宅耐震化促進事業の場合は、その事業に区分される内訳書については、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に規定する「登録事業者」が作成すること。）
6	補助対象部位の木材が乾燥材（含水率20パーセント以下であること。ただし、梁（はり）、桁、母屋及び棟木にあっては、25パーセント以下であること。）であることを確認することができる含水率検査を行っている写真
7	当該住宅が、建築基準法第6条第1項による確認が必要な場合は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し、確認が不要な場合は、建築基準法第15条の規定により建築工事の届出済みであることの証明書の写し（リフォームを除く。）
8	当該住宅が、住宅瑕疵（かし）担保責任保険加入住宅であることを確認することができる証明書等の写し、供託により瑕疵担保の履行が確保されていることを確認することができる証明書の写し又は住宅瑕疵担保責任保険に加入できない旨の理由書（リフォームを除く。）
9	リフォームの場合は、工事完了報告書等の写し
10	別表第1区分（5）に定める長期優良認定木造住宅加算を受ける場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
11	補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真
12	完成写真（新築・増築の場合は外観全景、リフォームの場合は外観全景及び室内のリフォーム部分）
13	<u>別表第1区分（4）に定める内装木質化の補助を受ける場合は、補助金の算定に係る部分の面積算定図、面積求積表及び施工を確認することができる写真</u>
14	別表第1区分（6）に定める子育て支援加算を受ける場合は、 <u>児童手当法第4条の支給要件に該当する児童の数が2人以上いることを確認することができる住民票の写し</u>
15	補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳等の写し
16	納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書））
17	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図）の写し。ただし、内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図
18	1から17までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類
定額補助タイプ	
1	代理者による手続の場合は、当該代理者に委任することを証する書類の原本及び事務所登録証明の写し、事務所登録申請書副本の写し又は行政書士証票の写し。 <u>ただし、公益社団法人日本建築士会連合会が運営する建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム又は日本行政書士会連合会が運営する行政書士会員検索システムにより登録状況を確認することができる場合は、添付不要とする。</u>
2	補助金を受けようとする補助対象部位の木材使用明細書兼合法木材証明書
3	木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し。ただし、一般社団法人全国木材組合連合会が運営する合法木材ナビにより認定状況を確認することができる場合は、添付不要とする。
4	併用する国の補助事業の概要が分かる交付決定通知書等の写し
5	補助対象部位の木材が乾燥材（含水率20パーセント以下であること。ただし、梁（はり）、桁、母屋及び棟木にあっては、25パーセント以下であること。）であることを確認することができる含水率検査を行っている写真
6	当該住宅が、建築基準法第6条第1項による確認が必要な場合は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し、確認が不要な場合は、建築基準法第15条の規定により建築工事の届出済みであることの証明書の写し
7	当該住宅が、住宅瑕疵（かし）担保責任保険加入住宅であることを確認することができる証明書等の写し、供託により瑕疵担保の履行が確保されていることを確認することができる証明書の写し又は住宅瑕疵担保責任保険に加入できない旨の理由書
8	施工状況を確認することができる写真及び完成写真（外観全景）
9	補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳等の写し
10	納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書））
11	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図）の写し
12	1から11までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

別表第3（第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第7条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申込書を提出します。
高知県知事 様

申込年月日		年 月 日		
申込者 (建築主)	郵便番号 ※1住所	〒		
	ふりがな 氏名			
	生年月日	年 月 日		
※2電話番号				
申込住宅	建築場所			
	引渡し予定日	年 月 日		
	住宅区分	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 分譲住宅	申込区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム
※3代理者	事務所名 (行政書士)			
	※2電話番号			

- ※1 現在お住まいの住所を記載してください。
 ※2 昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。
 ※3 代理者は、手続きの代理を委任する場合に記載し、担当者名も記載してください。
 申込前に委任状を作成してください。

※積上補助タイプ		使用数量 (小数点以下切捨て)	単価	補助金額
①	県内産 J A S 製品	m ³	×20,000円/m ³ →	円
②	その他 (①以外)	m ³	×11,000円/m ³ →	円
③	横架材加算	m ³	× 5,000円/m ³ →	円
④	内装化粧仕上材	m ²	× 2,000円/m ² →	円
⑤	長期優良住宅加算	有の場合のみ	10万円を加算 →	円
⑥	子育て支援加算	有の場合のみ	④と同額を加算→	円
⑦	申込金額 ①+②+③+④+⑤+⑥合計金額 (上限100万円)			円
※定額補助タイプ		申込金額 (定額10万円)		円

※ 積上補助タイプと定額補助タイプを併用して申込みことはできません。

申込者氏名

高知県知事名

こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書

年 月 日付けで申込みがありましたこうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書については、下記のとおり受理しましたので、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

なお、補助金の交付には、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項に規定する補助金の交付の申請が必要です。

記

1 整理番号

2 申込金額

（補助金交付決定額は、申込金額が上限となります。）

3 申込住宅の内容

申込住宅建設地の地名地番	
申込住宅の引渡し予定日	年 月 日

4 申請の条件

- ・申請者は、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。
（・要綱7条第2項ただし書に該当する場合、補助金の交付の申請は、翌年度に当事業が予算措置された場合に限る。この場合は、翌年度の要綱の規定に従うこと。）

第3号様式（第8条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業実施（変更・取下げ）届

こうちの木の住まいづくり助成事業について、下記のとおり（変更・取下げ）をしたいので、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

年 月 日

高知県知事 様

届出者（建築主）氏名

記

- 1 整理番号
- 2 申込住宅建設地の地名地番
- 3 （変更・取下げ）の理由

- 4 変更の内容

（注）補助申請予定日の翌年度への変更届受理後であっても、申込書受理通知書発行日の翌年度において、当事業の予算措置がなされない場合、補助金申請はできません。

第4号様式（第9条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業申請書

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請書を提出します。

高知県知事 様

		整理番号	
申請年月日		年 月 日	
申請者 (建築主)	郵便番号 ※1住所	〒	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	※2電話番号		
申請住宅	※3建築場所		
	申請区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム	
申請住宅の引渡し日又は リフォーム完了日		年 月 日	
※4代理者	事務所名 (行政書士)		
	※2電話番号		

- ※1 現在お住まいの住所を記載してください。
- ※2 昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。
- ※3 住居表示 住民票の住所を記載してください。
- ※4 代理者は、手続きの代理を委任する場合に記載し、担当者名も記載してください。

※積上補助タイプ		使用数量 (小数点以下切捨て)	単価	補助金額
①	県内産 J A S 製品	m ³	×20,000円/m ³ →	円
②	その他 (①以外)	m ³	×11,000円/m ³ →	円
③	横架材加算	m ³	×5,000円/m ³ →	円
④	内装化粧仕上材	m ²	×2,000円/m ² →	円
⑤	長期優良住宅加算	有の場合のみ	10万円を加算→	円
⑥	子育て支援加算	有の場合のみ	④と同額を加算→	円
⑦	申請金額 ①+②+③+④+⑤±⑥合計金額 (上限100万円)			円
※定額補助タイプ		申請金額 (定額10万円)		円

※ 積上補助タイプと定額補助タイプを併用して申請することはできません。

他の事業との併用の有無		事業名等	
-------------	--	------	--

木材の使用明細

基本部位	使用材積	基本部位に対する <u>県内産乾燥木材</u> の使用割合 (B)/(A)	備考
基本部位合計	(A) m ³	%	
うち <u>県内産乾燥木材</u>	(B) m ³		

(注)使用割合は、補助対象としない材積も含めた材積で算出（リフォームの場合を除く。）

単位：m³

部位		使用材積	うち補助対象材積	備考
基本部位	JAS製品			
	JAS製品以外			
	小計			
	<u>(うち横架材)</u>	<u>()</u>	<u>()</u>	
その他の部位	JAS製品			
	JAS製品以外			
	小計			
合計	JAS製品			
	JAS製品以外			
	小計			

単位：m²

内装木質化		使用面積	うち補助対象面積	備考
部位	床面			
	壁面			
	天井面			
	合計			

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付決定通知書

申請者住所・氏名

年 月 日 付けで申請があった 年度こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金については、下記により交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

高知県知事名

記

- 1 整理番号
- 2 交付決定額
- 3 交付の条件
 - ・申請者は、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。
 - ・補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(参考)

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付手続きに関する委任状

甲（建築主）は、乙（代理者）に、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付申請に係る手続を委任します。

記

委任する住宅の地名地番

(甲) 委任日 年 月 日

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

(乙)

所在地

事務所名

担当者氏名

*甲（建築主）：署名してください。

*乙（代理者）：法人にあっては、原則として記名押印とします。個人、個人事業者、法人格のない団体については、本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印も可とします。

*記載された個人情報、市町村事業と併用される場合、当該市町村へ提供することがあります。

(参考)

リフォーム工事完了報告書

様

報告者（住所）
（氏名）

下記の住宅のリフォーム工事が完了しましたので、報告します。

記

(1) 報告をする住宅の地名地番 又は住居表示	
(2) 報告をする住宅の リフォーム工事完了日	年 月 日

(参考)

申 立 書

高知県知事 様

私、 は、県税の納税義務者ではありません。

年 月 日

(住所)

(氏名)

(参考)

理 由 書

高知県知事 様

自ら所有し、かつ居住する住宅を施工するため、瑕疵担保責任保険に加入する事ができません。

年 月 日

(住所)

(氏名)

こうちの木に住まいづくり助成事業の運用について

第1 趣旨

この運用は、こうちの木に住まいづくり助成事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

第2 運用

1 補助金の交付の申請について

- (1) 要綱第9条に規定する別表第2「積上補助タイプ」に掲げる書類および図書のうち、「補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真」については、県の指定する審査機関（以下「審査機関」という。）による内容確認が完了したことを証する書面を添付することにより、これに替えることができるものとする。
- (2) 前号の規定の適用を受けようとする者は、県からのこうちの木に住まいづくり助成事業実施申込書受理通知後、審査機関で補助申請に必要な審査を受けるものとする。
- (3) 第1号及び第2号の適用の範囲については、補助申請の対象となる住宅が幡多地域に建築するもの及び代理者の所在地が幡多地域のものは除く。

2 現地確認審査について

補助金の交付を申請する者は、補助金の交付申請までに県または審査機関による現地審査を完了したことが確認できる場合に限り、要綱第9条別表第2「積上補助タイプ」に定める書類及び図書の一部を省略することができる。

3 建築士事務所等の確認書類について

同一年度に複数の代理者となる建築士事務所の登録を確認する事ができる書類等は、その年度における最初の届出に添付することで、以降の添付を省略することができる。ただし、年度途中で有効期間が満了した場合及び登録内容の変更をした場合は、再度添付すること。

4 補助対象経費の書類について

国、市町村が実施する他事業と併用する場合に添付する補助対象経費が確認可能な内訳表等とは、工務店から建築主への県内乾燥木材の購入に要する経費を記載した納品書又は請求書をいう。なお、補助対象経費にプレカット等の加工経費は含まない。

5 含水率検査を行っている写真について

補助対象部位の木材の含水率検査を行っている写真は、含水率計の設定が確認できるように撮影すること。また、必要に応じて測定部位のわかる遠景、含水率の数値を確認できる接近した写真を撮影すること。なお、写真は申請者が管理することとし、申請書への添付は1枚とする。

ただし、製材の日本農林規格で規定する人工乾燥処理構造用製材、機械等級区分構造用製材及び集成材の日本農林規格で規定する構造用集成材について、含水率が20パーセント以下（梁、桁、母屋及び棟木にあっては25パーセント以下）であることが表示された製品は含水率検査を省略することができることと

する。

6 木材使用明細書兼合法木材証明書及び添付書類について

- (1) 木材使用明細書兼合法木材証明書の樹種欄は、樹種名（杉、桧、松、RW等）を記載することとし、集成材は備考欄へ集成材と記載すること。
- (2) 県内産JAS製品の補助を受ける場合は、対象となる材の備考欄にJASの等級を記載すること。
- (3) 木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿の作業した業種欄は、原木流通、製材流通、製材、プレカットの別を記載すること。
- (4) 県外事業者を経由した場合の高知県産材出荷証明は、納品書に高知県産材であることを記載したものであることができる。任意様式により高知県産材であることを証明する場合は、納品された品名及び納品日がわかるよう記載すること。

7 内装木質化について

- (1) 補助対象となる使用数量は施工実数量（壁芯寸法で算定した面積）で、階ごとに平方メートルを単位とし小数点第4位以下の端数は切り捨てること。なお、補助金の算定に係る部分の面積算定図は、内装木質化した箇所が分かるよう該当箇所を色付けすること。
- (2) 補助対象は完成時に目視できる部分とし、前号により積算した県産乾燥材使用面積に0.9を乗じた数量とする。

8 併用住宅について

補助対象となる基本部位及びその他の部位の使用量は、住宅部分と住宅全体の延べ床面積比按分（小数点第4位切り捨てる）を乗じた値（小数点第4位切り捨てる）により算出する。なお、内装木質化にあつては、住宅部分に限る。

附則

この運用は、平成29年8月4日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附則

この運用は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和3年3月24日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和5年3月23日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附則

この運用は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別記

第1号様式（第7条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書 ・申請書と間違えないよう注意！

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申込書を提出します。

高知県知事 濱田 省司 様

申込年月日		令和8年4月5日		・確認済証交付後、 工事届提出後の日付	
申込者 (建築主)	郵便番号	〒 780-0850			
	※1住所	高知市丸ノ内1丁目20番1号 メゾンウッドベル101号			
	ふりがな	こうち	たろう		
	氏名	高知	太郎		
	生年月日	平成2年2月23日			
※2電話番号	088-821-4592				
申込住宅	建築場所	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番 ・確認済証、工事届の建築場所と整合を！			
	引渡し予定日	令和8年9月24日			
	住宅区分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 分譲住宅	申込区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム	
※3代理者	事務所名 (行政書士)	経済設計事務所 土佐 花子			
	※2電話番号	088-821-4591			

※1 現在お住まいの住所を記載してください。

※2 昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

※3 代理者は、手続きの代理を委任する場合に記載し、担当者名も記載してください。
申込前に委任状を作成してください。

ご確認ください！

積上補助タイプ記入欄		使用数量 (小数点以下切捨て)		単価	補助金額
①	県内産 J A S 製品	13	m ³	× 20,000円/m ³ →	260,000 円
②	その他 (①以外)	9	m ³	× 11,000円/m ³ →	99,000 円
③	横架材加算	6	m ³	× 5,000円/m ³ →	30,000 円
④	内装化粧仕上材	107	m ²	× 2,000円/m ² →	214,000 円
⑤	長期優良住宅加算	有の場合のみ		10万円を加算 →	100,000 円
⑥	子育て支援加算	有の場合のみ		④と同額を加算→	214,000 円
⑦	申込金額 ①+②+③+④+⑤+⑥合計金額 (上限100万円)				917,000 円
※定額補助タイプ		申込金額が、申請金額の上限になります。 申込金額 (定額10万円) 円			

※ 積上補助タイプと定額補助タイプを併用して申込みことはできません。

別記

第1号様式（第7条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書 ・申請書と間違えないよう注意！

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申込書を提出します。
高知県知事 濱田 省司 様

申込年月日		令和8年4月5日		・確認済証交付後、 工事届提出後の日付
申込者 (建築主)	郵便番号	〒 780-0850		
	※1住所	高知市丸ノ内1丁目20番1号 メゾンウッドベル101号		
	ふりがな	こうち	たろう	
	氏名	高知	太郎	
	生年月日	平成2年2月23日		
※2電話番号	088-821-4592			
申込住宅	建築場所	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番 ・確認済証、工事届の建築場所と整合を！		
	引渡し予定日	令和8年9月24日		
	住宅区分	■個人住宅 □分譲住宅	申込区分	■新築 □増築 □新築・増築 ・新築、増築が対象です
※3代理者	事務所名 (行政書士)	経済設計事務所 土佐 花子		
	※2電話番号	088-821-4591		

※1 現在お住まいの住所を記載してください。

※2 昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

※3 代理者は、手続きの代理を委任する場合に記載し、担当者名も記載してください。
申込前に委任状を作成してください。

ご確認ください！

※積上補助タイプ		使用数量 (小数点以下切捨て)	単価	補助金額
①	県内産 J A S 製品	m ³	×20,000円/m ³ →	円
②	その他 (①以外)	m ³	×11,000円/m ³ →	円
③	横架材加算	m ³	×5,000円/m ³ →	円
④	内装化粧仕上材	m ²	×2,000円/m ² →	円
⑤	長期優良住宅加算	有の場合のみ	10万円を加算 →	円
⑥	子育て支援加算	有の場合のみ	④と同額を加算→	円
⑦	申込金額 ①+②+③+④+⑤+⑥合計金額 (上限100万円)			円
定額補助タイプ入力欄		申込金額 (定額10万円)		100,000 円

※ 積上補助タイプと定額補助タイプを併用して申込みことはできません。

・申請時には、併用する事業の概要が分かる交付決定通知書等の写しが必要です

第4号様式（第9条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業申請書 **・申込書と間違えないよう注意！**

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請書を提出します。

高知県知事 瀨田 省司 様

・受理通知書に記載の整理番号

整理番号	R8-003
------	--------

申請年月日		令和8年10月1日	
申請者 (建築主)	郵便番号 ※1住所	〒 782-0012 香美市土佐山田町加茂777番地	
	ふりがな	こうち	たろう
	氏名	高知	太郎
	生年月日	平成2年2月23日	
	※2電話番号	088-821-4592	
申請住宅 (記載ミス多)	(記載ミス多) ※3建築場所	香美市土佐山田町加茂777番地 ・申請時点で、新しい住宅へ転居が完了していない場合は旧住所を入力 ・住居表示又は住民票の住所としてください！	
	申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム	
申請住宅の引渡し日又はリフォーム完了日		令和8年9月16日 ・新築、増築は住宅瑕疵担保責任保険の保険期間の開始日と整合を！	
※4代理者	事務所名 (行政書士)	経済設計事務所 土佐 花子	
	※2電話番号	088-821-4591	

- ※1 現在お住まいの住所を記載してください。
 - ※2 昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。
 - ※3 住居表示 住民票の住所を記載してください。
 - ※4 代理者は、手続きの代理を委任する場合に記載し、担当者名も記載してください。
- ご確認ください！**
- (使用数量は使用明細から転記され、補助金額が自動算定されます)

積上補助タイプ		使用数量 (小数点以下切捨て)	単価	補助金額
①	県内産 J A S 製品	12 m ³	×20,000円/m ³ →	240,000 円
②	その他 (①以外)	10 m ³	×11,000円/m ³ →	110,000 円
③	横架材加算	7 m ³	×5,000円/m ³ →	35,000 円
④	内装化粧仕上材	56 m ²	×2,000円/m ² →	112,000 円
⑤	長期優良住宅加算	有の場合のみ	10万円を加算 →	100,000 円
⑥	子育て支援加算	有の場合のみ	④と同額を加算→	112,000 円
⑦	申請金額 ①+②+③+④+⑤+⑥合計金額 (上限100万円)			709,000 円

※定額補助タイプ **申込金額の範囲内であれば、使用数量等の内訳が変更されても支障ありません。**
申請金額 (定額10万円) 円

※ 積上補助タイプと定額補助タイプを併用して申請することはできません。

他の事業との併用の有無	有	事業名等	香美市木材住宅支援事業費補助金
-------------	---	------	-----------------

木材の使用明細

・申請書と併せて提出！

基本部位	使用材積		基本部位に対する県内産 乾燥木材の使用割合 (B)/(A)	備 考
基本部位合計	(A)	20.580 m ³	87.38%	新築、増築は 80%以上を確認！
うち県内産乾燥木材	(B)	17.984 m ³		

(注)使用割合は、補助対象としない材積も含めた材積で算出（リフォームの場合を除く。）

・合法木材証明書の数値を確認し、入力してください

単位：m³

部位		使用材積	うち補助対象材積	備 考
基本部位	JAS製品	10.541	10.541	
	JAS製品以外	7.443	7.443	
	小計	17.984	17.984	
	(うち横架材)	(7.001)	(7.001)	横架材（梁・桁）の 使用材積を入力
その他の 部位	JAS製品	1.843	1.843	
	JAS製品以外	2.736	2.736	
	小計	4.579	4.579	
合計	JAS製品	12.384	12.384	
	JAS製品以外	10.179	10.179	
	小計	22.563	22.563	

・求積図、求積表から算出された数値を入力してください

単位：m²

内装木質化		使用面積	うち補助対象面積	備 考
部位	床面	34.780		
	壁面	18.616		
	天井面	9.937		
	合計	63.333	63.333	× 0.9 = 56

第4号様式（第9条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業申請書 **・申込書と間違えないよう注意！**

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請書を提出します。

高知県知事 瀨田 省司 様

・受理通知書に記載の整理番号

整理番号	r8-005
------	--------

申請年月日		令和8年10月3日	
申請者 (建築主)	郵便番号 ※1住所	〒 782-0012 香美市土佐山田町加茂777番地	
	ふりがな	こうち	たろう
	氏名	高知	太郎
	生年月日	平成2年2月23日	
	※2電話番号	088-821-4592	
申請住宅 (記載ミス多)	※3建築場所	高知県香美市土佐山田町加茂777番地 ・申請時点で、新しい住宅へ転居が完了していない場合は旧住所を入力 ・住居表示又は住民票の住所としてください！	
	申請区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム	
申請住宅の引渡し日又はリフォーム完了日		令和8年9月16日 ・新築、増築は住宅瑕疵担保責任保険の保険期間の開始日と整合を！	
※4代理人	事務所名 (行政書士)	経済設計事務所 土佐 花子	
	※2電話番号	088-821-4591	

- ※1 現在お住まいの住所を記載してください。
 - ※2 昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。
 - ※3 住居表示 住民票の住所を記載してください。
 - ※4 代理人は、手続きの代理を委任する場合に記載し、担当者名も記載してください。
- ご確認ください！**

※積上補助タイプ		使用数量 (小数点以下切捨て)	単価	補助金額
①	県内産 J A S 製品	m ³	× 20,000円/m ³ →	円
②	その他 (①以外)	m ³	× 11,000円/m ³ →	円
③	横架材加算	m ³	× 5,000円/m ³ →	円
④	内装化粧仕上材	m ²	× 2,000円/m ² →	円
⑤	長期優良住宅加算	有の場合のみ	10万円を加算 →	円
⑥	子育て支援加算	有の場合のみ	④と同額を加算→	円
⑦	申請金額 ①+②+③+④+⑤+⑥合計金額 (上限100万円)			円
定額補助タイプ		申請金額 (定額10万円)		100,000 円

※ 積上補助タイプと定額補助タイプを併用して申請することはできません。

他の事業との併用の有無	有	事業名等	みらいエコ住宅2026事業
-------------	---	------	---------------

木材の使用明細

・申請書と併せて提出！

基本部位	使用材積		基本部位に対する県内産 乾燥木材の使用割合 (B)/(A)	備 考
基本部位合計	(A)	20.580 m ³	87.38%	新築、増築は 80%以上を確認！
うち県内産乾燥木材	(B)	17.984 m ³		

(注)使用割合は、補助対象としない材積も含めた材積で算出（リフォームの場合を除く。）

・合法木材証明書の数値を確認し、入力してください

単位：m³

部位		使用材積	うち補助対象材積	備 考
基本部位	JAS製品	10.541	17.984	
	JAS製品以外	7.443	10.541	
	小計	17.984	28.525	
	(うち横架材)	(7.001)	(7.001)	横架材(梁・桁)の 使用材積を入力
その他の 部位	JAS製品	1.843	1.843	
	JAS製品以外	2.736	2.736	
	小計	4.579	4.579	
合計	JAS製品	12.384	19.827	
	JAS製品以外	10.179	13.277	
	小計	22.563	33.104	

・合法木材証明書の数値を確認し、入力してください

単位：m²

内装木質化		使用面積	うち補助対象面積	備 考
部位	床面	40.320		
	壁面	21.600		
	天井面	12.636		
	合計	74.556	74.556	× 0.9 = 67

※定額補助タイプにおいても、JAS製品や横架材の使用材積を正しく入力してください。

(参考)

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付手続きに関する委任状

甲（建築主）は、乙（代理者）に、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付申請に係る手続を委任します。

記

委任する住宅の地名地番 高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番

(甲) (記載ミス多) 委任日 令和8年 4月 1日
・申込み日より前の日付を記入

(記載ミス多) 住 所 高知市丸ノ内1-20-1
・申込み日時点の住所を記入

ふりがな こうち たろう 氏 名 高知 太郎
・甲（建築主）が署名
・甲（建築主）が署名

生年月日 平成2年2月23日

(乙)

所在地 高知市丸ノ内1丁目7番52号

事務所名 経済設計事務所 押印

担当者氏名 土佐 花子 押印

*甲（建築主）：署名してください。

*乙（代理者）：法人にあっては、原則として記名押印とします。個人、個人事業者、法人格のない団体については、本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印も可とします。

*記載された個人情報、市町村事業と併用される場合、当該市町村へ提供することがあります。

印刷範囲等の設定を変更しないでください。
木材使用明細書兼合法木材証明書
(基本部位)

この木製品は、合法的に伐採された木材を原料としています。
 また、下記明細に記載の事項は、事実と相違ありません。

<納材業者記名押印欄>

(株)〇〇製材所
 高知県高知市仁井田△△△



認定番号： 高知県木材協会 O-1 ※1

物件名	高知 太郎 様邸新築工事 ※2
建設地	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番 ※3

(注)次表は基本部位のみを記入してください。

基本部位：土台、大引、^{はり}梁・桁、火打、母屋、棟木、隅木、谷木、束、小屋束、吊り束、通し柱、管柱、間柱、まぐさ、窓台及び筋かい

番号	使用部位	樹種	乾燥手法	寸法			単材積 m3	数量	材積 m3	産地		備考 ※4	
				長さ m	短辺 mm	長辺 mm				県内	県外		
1	土台	桧	KD	4.0	120	120	0.057600	15	0.864	○		JAS甲種	
2	土台	桧	KD	3.0	120	120	0.043200	9	0.388	○		JAS甲種	
3	土台	桧	KD	2.0	120	120	0.028800	9	0.259	○		JAS甲種	
4	大引	桧	KD	4.0	120	120	0.057600	6	0.345	○		JAS甲種	
5	大引	桧	KD	3.0	120	120	0.043200	7	0.302	○		JAS甲種	
6	大引	杉	KD	2.0	120	120	0.028800	5	0.144	○		JAS甲種	
7	梁・桁	杉	KD	3.0	120	180	0.064800	6	0.388	○		JAS甲種	
8	梁・桁	杉	KD	4.0	120	150	0.072000	13	0.936	○		JAS甲種	
9	梁・桁	杉	KD	4.0	120	150	0.072000	5	0.360	○		集成材 E65	
10	梁・桁	杉	KD	4.0	120	240	0.115200	13	1.497	○		集成材 E65	
11	梁・桁	杉	KD	3.0	120	240	0.086400	1	0.086	○		JAS E90	
12	梁・桁	杉	KD	3.0	120	210	0.075600	5	0.378	○		JAS E90	
13	梁・桁	RW	KD	5.0	120	300	0.180000	3	0.540	○		集成材 ※5	
14	梁・桁	RW	KD	5.0	120	270	0.162000	3	0.486	○		集成材	
15	梁・桁	RW	KD	6.0	120	240	0.172800	1	0.172	○		集成材	
									7.145 m3			3.645	
									(使用割合 83.23%)			JAS	5.947
												対象計	5.947

【R8年度 様式一部改正】
 梁・桁、JAS製品の集計欄を追加

- ※1 認定番号を記入し、押印してください。
- ※2 物件名は、申請物件がわかる名称としてください。
- ※3 建設地は、申込書又は申請書の建築場所と整合させてください。
- ※4 県内産JAS製品を使用した場合は、**JASの等級を記入してください。**
- ※5 集成材の場合は、備考に「集成材」を記入してください。

印刷範囲等の設定を変更しないでください。

木材使用明細書兼合法木材証明書
(基本部位)

この木製品は、合法的に伐採された木材を原料としています。
また、下記明細に記載の事項は、事実と相違ありません。

<納材業者記名押印欄>

(株)〇〇製材所

高知県高知市仁井田△△△



認定番号： 高知県木材協会 O-1

物件名	高知 太郎 様邸新築工事
建設地	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番

(注)次表は基本部位のみを記入してください。

基本部位：土台、大引、梁・桁、火打、母屋、棟木、隅木、谷木、束、小屋束、吊り束、通し柱、管柱、間柱、まぐさ、窓台及び筋かい

番号	使用部位	樹種	乾燥手法	寸法			単材積 m3	数量	材積 m3	産地		備考
				長さ m	短辺 mm	長辺 mm				県内	県外	
31	管柱	桧	KD	3.0	120	120	0.043200	20	0.864	○		JASZ種 〇〇市産材
32	管柱	桧	KD	4.0	120	120	0.057600	1	0.057	○		JASZ種 〇〇市産材
33	東・小屋束・吊り束	杉	KD	3.0	120	120	0.043200	30	1.296	○		〇〇市産材
34	間柱・まぐさ・窓台	桧	KD	3.0	45	120	0.016200	63	1.020	○		〇〇市産材 ※1
35	間柱・まぐさ・窓台	桧	KD	3.0	30	120	0.010800	145	1.566	○		
36	間柱・まぐさ・窓台	桧	KD	4.0	45	120	0.021600	65	1.404	○		
37	間柱・まぐさ・窓台	杉	KD	3.0	38	38	0.004332	60	0.259	○		
38	筋かい	桧	KD	4.0	45	90	0.016200	14	0.226	○		
39	筋かい	桧	KD	3.0	45	90	0.012150	32	0.388	○		
40												
41												
42												
43												
44												
45												
小計								7.080 m3	梁・桁			
								(使用割合 100.00%)	JAS			0.921
									対象計			7.080
合計								20.580 m3	梁・桁			7.001
								(使用割合 87.38%)	JAS			10.541
									対象計			17.984

(注)1複数枚になる場合は、1枚ごとに記名押印してください。

- ※1 備考は、必要に応じて補足説明に活用してください。
- ※2 最終ページで集計された材積が、申請書に記入する使用材積になります。使用割合が80%以上であることを確認してください。

印刷範囲等の設定を変更しないでください。

木材使用明細書兼合法木材証明書

※1 (その他の部位)

この木製品は、合法的に伐採された高知県内産木材を原料としています。
また、下記明細に記載の事項は、事実と相違ありません。

〈納材業者記名押印欄〉

(株)〇〇製材所

高知県高知市仁井田△△△



認定番号： 高知県木材協会 〇-1

物件名	高知 太郎 様邸新築工事
建設地	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番

(注)次表は補助金を受けようとするその他の部位のみを記入してください。

その他の部位：垂木、垂木受、屋根下地桧、野地板、貴、差鴨居、軒天、小屋筋交、野縁、胴縁、根太、根太受、根がらみ、足固、荒床板、ラス板、手摺笠木、手摺格子、階段柱、踏
板、蹴上板、ささら、外部ベランダ、バルコニー、ポーチ、デッキに使用する屋根組材、柱、壁組材、床組材、手摺、階段、破風板・鼻隠し・広小舞など、その他(備考に記入)

番号	使用部位	樹種	乾燥手法	寸法			単材積 m3	数量	材積 m3	備考
				長さ m	短辺 mm	長辺 mm				
1	垂木・垂木受・屋根下地桧	桧	KD	4.0	45	120	0.021600	55	1.188	JAS乙種
2	垂木・垂木受・屋根下地桧	桧	KD	3.0	45	120	0.016200	34	0.550	JAS乙種
3	垂木・垂木受・屋根下地桧	桧	KD	3.0	45	60	0.008100	13	0.105	JAS乙種
4	破風板・鼻隠し・広小舞など	杉	KD	4.0	30	150	0.018000	20	0.360	
5	根太・根太受	杉	KD	4.0	60	60	0.014400	81	1.166	
6	野縁・胴縁	桧	KD	3.0	18	45	0.002430	170	0.413	
7	野縁・胴縁	桧	KD	4.0	18	45	0.003240	70	0.225	
8	ささら	桧	KD	3.0	45	240	0.032400	2	0.064	
9	踏板	桧	KD	1.0	45	240	0.010800	11	0.118	
10	その他(備考に記入)	桧	KD	2.0	100	300	0.060000	2	0.120	上り框 ※2
11	その他(備考に記入)	杉	KD	2.0	30	150	0.009000	30	0.270	幅木
12										
13										
14										
15										
小計									4.579	JAS 1.843
合計									4.579	JAS 1.843

(注)1複数枚になる場合は、1枚ごとに記名押印してください。

- ※1 その他の部位は、**県内産乾燥木材のみ**を記入してください。
- ※2 使用部位で「その他」を選択した場合は、備考に使用部位を記入してください。
- ※3 最終ページで集計された材積が、申請書に記入する使用材積になります。

印刷範囲等の設定を変更しないでください。

木材使用明細書兼合法木材証明書
(内装化粧仕上げ材)

この木製品は、合法的に伐採された高知県内産木材を原料としています。
また、下記明細に記載の事項は、事実と相違ありません。

<納材業者記名押印欄>

(株) □□木材

高知県高知市仁井田〇〇〇



認定番号： 高知県木材協会 O-5

物件名	高知 太郎 様邸新築工事
建設地	高知県香美市土佐山田町加茂字前田777番

(注) 次表は、補助金を受けようとする内装化粧仕上げ材のみを番号ごとに小数点第4位以下切り捨てて記入してください。
内装化粧仕上げ材：床面、壁面（建具面材は除く）及び天井面に使用する化粧仕上げ材

番号	使用部位	樹種	乾燥手法	寸法			部材仕様	数量 m ²	備考
				長さ m	巾 mm	厚さ mm			
1	床面	桧	KD	4	105	15	本実加工	40.320	1 / 1
2	壁面	杉	KD	2	150	12	本実加工	21.600	
3	天井面	杉	KD	1.95	180	12	本実加工	12.636	
4									
<p>【床面の数量m² 記載例】 長さ 4 m × 巾 0.105 m × 96 枚 (8 枚 × 12 坪) = 40.320 m²) どちらの記載でも可 坪 8 枚入 12 坪 (3.3 m²) = 12 × 3.3 = 39.600 m²</p>									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
小計								74.556 m ²	
合計								74.556 m ²	

(注) 1 複数枚になる場合は、1 枚ごとに記名押印してください。

- ※ 1 室毎の記載とはせず、**使用部位・使用材種・寸法毎**に記載してください。
- ※ 2 面積算定図の数量とはせず、**現場に納入された実数量**を記載してください。
- ※ 3 合計数量より、補助対象面積が小さいことを確認してください。
補助対象面積：面積算定図で求めた数量に0.9を乗じた数量

木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿

<納材業者記名押印欄>欄に記載されている納材業者名 ※2 (株)〇〇製材所	認定番号 高知県木材協会 〇〇-1	認定業種のうち作業した業種 ※3 製材 製材流通	※1 (基本部位) に納材した木材の売買や流通に携わった合法木材供給事業者は、下記のとおりです。
--	----------------------	--------------------------------	--

木材使用明細書の使用部位番号 ※4	木材事業者名称	所在の都道府県	作業した業種	備考
1~12、16~33	(株)×××	高知県	プレカット ※5	
1~6、22、23、33	~~森林組合	高知県	原木流通	
7~12、16~21、24~32	●●製材(株)	高知県	製材	
34~39	(株)△△△市場	高知県	製材流通	
34~39	(有)□□製材	高知県	製材	
34~39	◇◇木材	高知県	木材乾燥 ※6	
-13~15-	■■木材工業	岡山県	製材	

- ※1 (基本部位)、(その他の部位)、(内装化粧仕上げ材)ごとに作成してください。
- ※2 木材使用明細書兼合法木材証明書を発行した納材業者毎ごとに作成してください。
- ※3 納材業者が製材している場合は、その直近の事業者まで記入してください。
- ※4 木材使用明細書兼合法木材証明書に記載された部材について記入してください。(補助対象外については記載不要)
- ※5 プレカット加工をしている場合は、加工した部位番号、事業者を記入してください。
- ※6 人工乾燥機のない製材所の場合は、木材乾燥施設を記入してください。製材所で人工乾燥を行っている場合は、製材のみの記載でかまいません。

- 1 木材使用明細書の<納材業者記名押印欄>欄に記載されている納材業者ごとに作成してください。
- 2 補助対象部位に使用した木材について作業した業種が「製材」の合法木材供給事業者までさかのぼって記入してください。(納材業者記名押印欄に記載されている納材業者が「製材」を行っている場合はその納材業者の直近の納入業者まで記入)
- 3 県外事業者を経由している場合は、高知県内で伐採された木材であることを確認することができる事業者までさかのぼって記入してください。(その場合は、全業者間において高知県産乾燥木材であることが証明された納品書等の写しを添付)
- 4 木材使用明細書の全ての県内産木材の使用部位番号を記載してください。(補助対象外(県外産木材)の記載は不要です。)

国、市町村が実施する他事業（木材補助）と併用する場合の補助対象経費が確認可能な内訳書

記載例

R8-〇〇 〇〇邸 こうち木の住まいづくり助成事業と市町村補助金の合計と木材購入代金の経費確認

No.	部材名	樹種	長さ	幅	厚	数量	こうちの木の住まいの助成金	市補助金	購入金額	備考
1	土台	ヒノキ	4	0.12	0.12	15				
2	土台	ヒノキ	3	0.12	0.12	9				
3	土台	ヒノキ	2	0.12	0.12	9				
4	大引	ヒノキ	4	0.12	0.12	6				
5	大引	ヒノキ	3	0.12	0.12	7				
6	大引	ヒノキ	2	0.12	0.12	5				
7	梁・桁	スギ	3	0.12	0.18	6				
8	梁・桁	スギ	4	0.12	0.15	13				
9	梁・桁	スギ	4	0.12	0.15	5				
10	梁・桁	スギ	4	0.12	0.24	13				
11	梁・桁	スギ	3	0.12	0.24	1				
12	梁・桁	スギ	3	0.12	0.21	5				
13	梁・桁	RW	5	0.12	0.3	3				
14	梁・桁	RW	5	0.12	0.27	3				
15	梁・桁	RW	6	0.12	0.24	1				
16	梁・桁	スギ	4	0.12	0.12	3				
17	梁・桁	スギ	3	0.12	0.12	2				
18	梁・桁	スギ	5	0.12	0.33	1				
19	梁・桁	スギ	6	0.12	0.21	1				
20	梁・桁	スギ	5	0.12	0.21	4				
21	梁・桁	スギ	4	0.12	0.21	1				
22	母屋・棟木	スギ	4	0.12	0.12	10				
23	母屋・棟木	スギ	3	0.12	0.12	13				
24	梁・桁	スギ	4	0.12	0.33	1				
25	火打	スギ	1	0.09	0.09	25				
26	通し柱	ヒノキ	6	0.12	0.12	8				
27	管柱	ヒノキ	3	0.12	0.12	64				
28	管柱	ヒノキ	4	0.12	0.12	1				
29	束・小屋束・吊り束	スギ	3	0.12	0.12	11				
30	間柱・まぐさ・窓台	ヒノキ	3	0.045	0.12	63				
31	管柱	ヒノキ	3	0.12	0.12	20				
32	管柱	ヒノキ	4	0.12	0.12	1				
33	束・小屋束・吊り束	スギ	3	0.12	0.12	30				
34	間柱・まぐさ・窓台	ヒノキ	3	0.045	0.12	63				
35	間柱・まぐさ・窓台	ヒノキ	3	0.03	0.12	145				
36	間柱・まぐさ・窓台	ヒノキ	4	0.045	0.12	65				
37	間柱・まぐさ・窓台	スギ	3	0.038	0.038	60				
38	筋かい	ヒノキ	4	0.045	0.09	14				
39	筋かい	ヒノキ	3	0.045	0.09	32				
40	垂木・垂木受・屋根下地	ヒノキ	4	0.045	0.12	55				
41	垂木・垂木受・屋根下地	ヒノキ	3	0.045	0.12	34				
42	垂木・垂木受・屋根下地	ヒノキ	3	0.045	0.06	13				
43	破風板・鼻隠し・広小舞など	スギ	4	0.03	0.15	20				
44	根太・根太受	スギ	4	0.06	0.06	81				
45	野縁・胴縁	ヒノキ	3	0.018	0.045	170				
46	野縁・胴縁	ヒノキ	4	0.018	0.045	69.5				
47	ささら	ヒノキ	3	0.045	0.24	2				
48	踏板	ヒノキ	1	0.045	0.24	11				
49	その他(備考に記入)	ヒノキ	2	0.1	0.3	2				
50	その他(備考に記入)	スギ	2	0.03	0.15	30				
51	床面	ヒノキ	4	0.105	0.015	40.320				
52	壁面	スギ	2	0.15	0.012	21.600				
53	天井面	スギ	1.95	0.18	0.012	12.636				
54	笠木	スギ	4	0.24	0.03	2				
55	窓下地	スギ	3	0.06	0.04	43				
56	ペランダ根太	スギ	4	0.12	0.045	12				
こうちの木の住まいづくり助成事業の補助金申請額							市町村補助金額			
60										
小計							709,000	300,000	2,440,060	

数量を確認するため、合法木材証明書の並びと整合するようお願いいたします。各No.の購入金額を入力してください。

県外産材等、補助対象以外の木材も入力してください。

補助金合計が木材購入代金合計を超えていないことを確認してください。

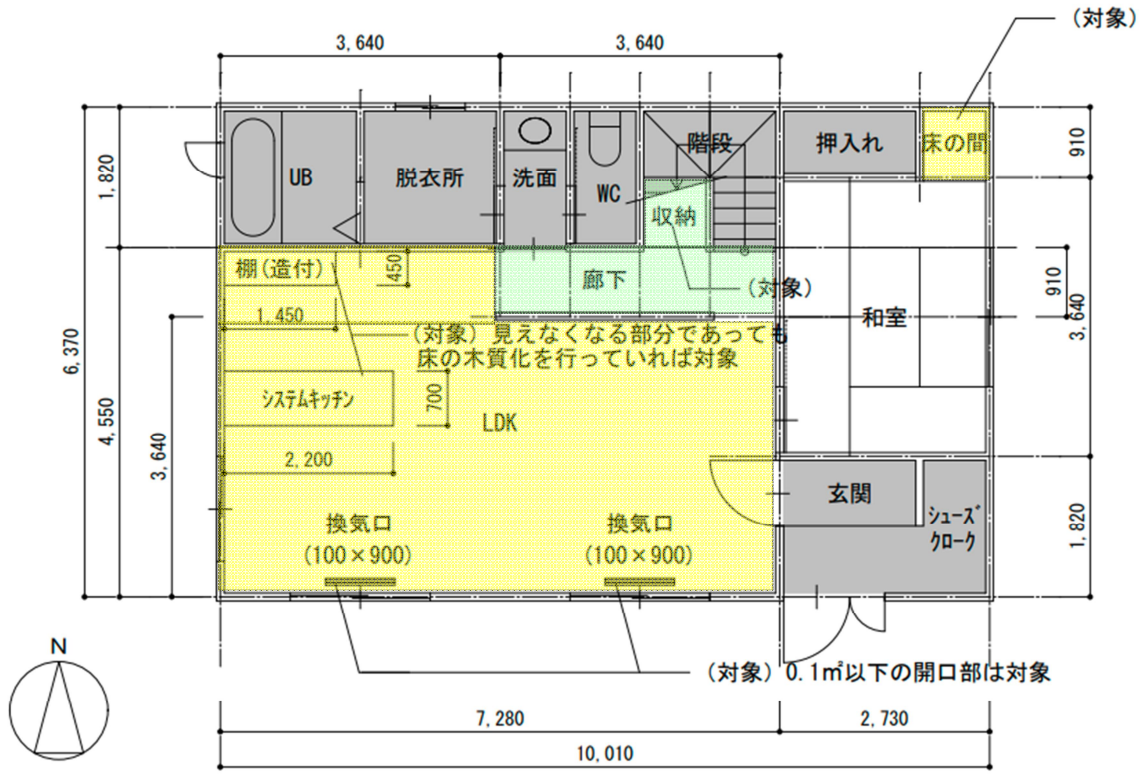
施工会社名を記載してください。

県補助金 + 〇〇市補助金 補助金合計 2,440,060 (税抜き)
 709,000 + 300,000 = 1,009,000 < 2,684,066 (税込み) OK

株式会社〇〇工務店

内装木質化の補助対象面積算定例

○床及び天井



床

- ・ 和室（床の間）
 $0.91 \times 0.91 = 0.8281$
- ・ LDK床（大壁 壁厚さ 150mm）
 $7.28 \times 3.64 + 3.64 \times 0.91$
 $= 26.4992 + 3.3124 = 29.8116$
- ・ 廊下床
 $3.64 \times 0.91 + 0.91 \times 0.91 = 3.3124 + 0.8281 = 4.1405$

施工実数量を計上してください。
 ※洗面、脱衣所、玄関、押入れ等においても
 床面の内装木質化を行ってれば対象

※1階床使用面積： $0.8281 + 29.8116 + 4.1405 = 34.7802 \rightarrow 34.780 \text{ m}^2$
 ※階ごとなので、まとめて計算してもよい。 $4.55 \times 7.28 + 0.91 \times 0.91 \times 2 = 34.7802 \rightarrow 34.780 \text{ m}^2$
 ※壁の芯々で面積をカウントします。

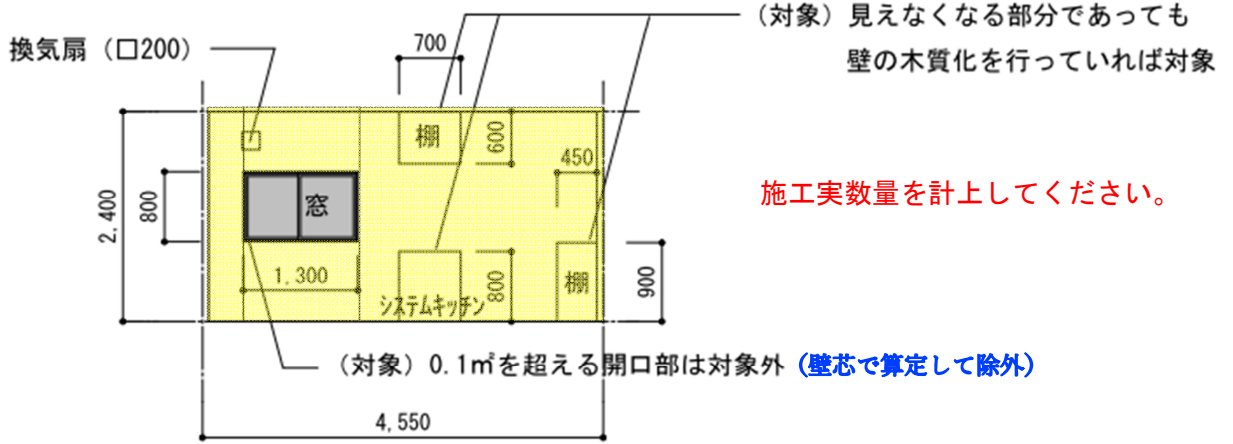
天井

- ・ 和室天井（真壁 柱角 120mm）
 $2.73 \times 3.64 = 9.9372$
- ※1階天井使用面積： 9.937 m^2

施工実数量を計上してください。
 ※垂木、母屋等で見えなくなる部分においても
 天井の内装木質化を行ってれば対象

○壁

・LDK 西面 (大壁 壁厚さ 150mm)

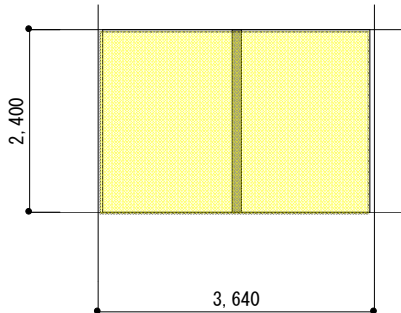


施工実数量を計上してください。

壁

$$4.55 \times 2.4 - 1.3 \times 0.8 = 9.8800$$

・和室 南面 (真壁 柱角 120mm)



$$3.64 \times 2.4 = 8.7360$$

※ 1階壁使用面積 : $9.8800 + 8.7360 = 18.6160 \text{ m}^2$

※内装木質化部分の合計面積

床 天井 壁
 $(34.780 + 9.937 + 18.616) = 63.333 \rightarrow$ 補助対象面積 56m²

×0.9

【任意様式記載例】内装木質化求積表

床材使用面積 (㎡) R8 - ○○○ 高知 邸						階ごとに 小数点第4位切り捨て	床合計
1階	和室	0.91	×	0.91	=	0.8281	<u>34.780</u>
			×		=	0.0000	
			×		=	0.0000	
	L D K	7.28	×	3.64	=	26.4992	
		3.64	×	0.91	=	3.3124	
	廊下	3.64	×	0.91	=	3.3124	
	収納	0.91	×	0.91	=	0.8281	
		×		=	0.0000		
		×		=	0.0000		
小計				=	34.7802	34.780	
				合計		34.780	

壁材使用面積 (㎡) R8 - ○○○ 高知 邸						階ごとに 小数点第4位切り捨て	壁合計
1階	L D K 西面	4.55	×	2.4	=	10.9200	<u>18.616</u>
	窓	-1.3	×	0.8	=	-1.0400	
	和室 南面	3.64	×	2.4	=	8.7360	
			×		=	0.0000	
			×		=	0.0000	
			×		=	0.0000	
小計				=	18.61600	18.616	
				合計		18.616	

天井材使用面積 (㎡) R8 - ○○○ 高知 邸						階ごとに 小数点第4位切り捨て	天井合計
1階	和室	2.73	×	3.64	=	9.9372	<u>9.937</u>
			×		=	0.0000	
			×		=	0.0000	
			×		=	0.0000	
			×		=	0.0000	
			×		=	0.0000	
小計				=	9.9372	9.937	
				合計		9.937	

内装化粧仕上材㎡		
床	34.780	㎡
壁	18.616	㎡
天井面	9.937	㎡
合計	63.333	㎡

(積上補助タイプ)

申請書に記載する内装木質化使用面積

補助対象面積 56m²

合計 63.333 ㎡ × 0.9 = 56.999 ㎡

〈撮影のポイント〉
斜め上から見下ろして撮る。
画面下半分で樹種が確認出来る程度
の寄りで、画面上半分で全体が見渡
せるように、画面全体を活用する。



黒板
※電子黒板可

土台・大引

〈撮影のポイント〉
斜め上から見下ろして撮る。
画面下半分で樹種が確認出来る程度
の寄りで、画面上半分で全体が見渡
せるように、画面全体を活用する。



黒板
※電子黒板可

大引・根太

文字は右側



〈撮影のポイント〉
全体を撮った写真では確認しにくい場合のためにアップを撮る。

黒板
※電子黒板可

土台・大引・土台火打(寄り)



〈撮影のポイント〉
屋根の傾斜に対して横から撮ることで、小屋組部分ということが分かりやすくなる。

黒板
※電子黒板可

火打・小屋筋交



〈撮影のポイント〉
屋根の一番高い部分を横や斜め横から撮ること
で、小屋組部分ということが分かりやすくなる。

黒板
※電子黒板可

梁・桁・母屋・束



〈撮影のポイント〉
屋根の傾斜に対して横から撮ることで、小屋組
部分ということが分かりやすくなる。

黒板
※電子黒板可

梁・桁・母屋・束・垂木



黒板

※電子黒板可

〈撮影のポイント〉

隅木は、梁や束も含めて撮り小屋組だと分かりやすくしたうえで斜めや横から撮る。

隅木・小屋筋交



黒板

※電子黒板可

〈撮影のポイント〉

屋根の一番高い部分を横や斜め横から撮ること
で、小屋組部分ということが分かりやすくなる。

母屋・棟木・垂木・野地板



〈撮影のポイント〉
足場が無ければ、建て方完了時に撮る。

黒板
※電子黒板可

通し柱



〈撮影のポイント〉
吹き抜け部などでの下から見上げもOK。

黒板
※電子黒板可

通し柱



黒板

※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
梁との交差部でも、チリが残っていて通し柱ということが分ければOK。

通し柱



黒板

※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
撮りたい部位に対して斜め45度程度から撮ると部材の形や厚みが分かりやすい。

管柱・間柱・筋交



〈撮影のポイント〉
屋根の一番高い部分を横や斜め横から撮ることで、小屋組部分ということが分かりやすくなる。
養生は樹種がわからないのでNG。

黒板
※電子黒板可

母屋・棟木・垂木・野地板



黒板
※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
建具の溝が見えるように、下から見上げて撮る。

差鴨居



黒板
※電子黒板可

〈撮影のポイント〉
斜め下から見上げて撮る。
画面上半分で樹種が確認出来る程度の寄りで、画面下半分で全体が見渡せるように、画面全体を活用する。

野縁



〈撮影のポイント〉
樹種が確認出来るアップの部分と全体が分かるよう奥行きをもたせた部分とを組み合わせるなど遠近法を意識して撮る。

黒板
※電子黒板可

内部胴縁



外部胴縁



階段柱



ホール 床①



室名と求積図の記号を右側に記載

LDK 床②



LDK 床②

〈撮影のポイント〉
手すりと一緒に撮影することでホール吹き抜け部分に向かって右手の部屋ということが分かりやすい。



寝室 床⑥



〈撮影のポイント〉
他の写真で撮影している目印と一緒に撮影することで、撮影場所が判断可能。
この場合は、ベランダ側の窓と右手側の窓や壁の様子が目印になる。

寝室 床⑥



寝室 床⑥



寝室 床⑥



〈撮影のポイント〉
窓やクローゼット扉が目印。

〈撮影のポイント〉
2間続きの室の場合は、隣室との境の建具
や敷居も重要な目印。是非一緒に撮影を。

子供室1 床⑦



〈撮影のポイント〉
窓やクローゼット扉が目印。

〈撮影のポイント〉
上の写真の子供室の反対側の子供室を撮影した
構図で鴨居が目印となっている。

子供室1 床⑧

部材全体が写るように撮影



測定箇所が分かるようにしてください。

看板
現場名、部位、樹種
を記載

管柱

測定部位を明記



測定値が読めるように撮影

設定が分かるように撮影
比重(樹種)等の設定に間違いがないように注意

管柱